

滋 賀 県 行 政 経 営 方 針

～ 対話と共感、協働で築く県民主役の県政の実現 ～

実 施 計 画

平成 27 年 (2015 年) 3 月

滋 賀 県

目 次

経営方針1 開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携

(1) 効果的な県政情報の発信、積極的な情報公開の推進	
① トップの発信力を活かした県政情報の発信	1
② 多様な媒体による効果的な広報の展開と職員の広報マインドの向上	2
③ 施策構築や予算編成過程の透明化の推進	4
④ 県の魅力や県政情報の積極的な発信	6
⑤ 安全・安心に関する情報の提供	8
⑥ オープンデータ化の推進	10
⑦ 多面的な財政情報の提供	12
(2) 県民とのきめ細かな対話の実践、県民の声の施策への一層の反映	
① 県民とのきめ細かな対話の実践	14
② 県民の声の施策への一層の反映	14
③ 県民政策コメント制度の活用推進	16
(3) 多様な主体との協働・連携の推進	
① 「(仮称)協働推進ガイドライン」の策定・運用	18
② 民間との協働に関する提案募集・相談窓口等の運用	19
③ 協働型県政を支える人材の育成	20
④ 企業および大学との積極的な連携	21
⑤ 多様な主体が活動しやすい基盤の整備	22

経営方針2 地方分権のさらなる推進

(1) 国への提案活動の推進	
① 国の提案募集方式・手挙げ方式への対応	24
② 国への積極的な政策提案の実施	25
③ 地方分権改革に係る情報発信	26
(2) 広域連携の推進	
① 関西広域連合の効果的な活用	27
② 中部圏・北陸圏との連携の推進	28
(3) 市町との連携の推進	
① 市町との連携を通じた地域課題への対応	29
② 市町との間の権限移譲や事務の共同化の推進	30

経営方針3 質の高い行政サービスの提供

(1) 人材・組織マネジメント	
① 簡素で効率的な組織・体制の整備	31
② 横つなぎの総合行政のさらなる推進	32
③ 県庁力最大化や職員の意識改革に向けた取組の推進	33
④ 職員の意欲と能力を高めるための人材育成の推進	35
⑤ 女性や若手職員の活躍推進	36
⑥ 人事評価制度の構築	37
⑦ コンプライアンスの徹底	38
⑧ 職員の心身の健康管理の推進	39
⑨ 適正な定員管理・給与管理	41
(2) 業務マネジメント	
① ICTの活用による業務の効率化	43
② 民間活力活用の推進	45
③ 作業等の省力化、仕事の進め方の改善、時間外勤務の縮減	46
④ 行政の危機管理の徹底、事務処理誤り等の防止に向けた取組の推進	48
⑤ 入札および契約に関する制度の適正化	51
⑥ 出資法人の経営改善、自立性拡大の推進	55
⑦ 公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大	73
(3) 公共施設等マネジメント	
① 建築物におけるファシリティマネジメントの推進	80
② インフラ施設におけるアセットマネジメントの推進	82
③ 「公共施設等総合管理計画」の策定および推進	90
(4) 財務マネジメント	
① 県税収入の安定確保等	91
② 歳入確保対策の積極的な推進	93
③ 受益者負担の適正化	95
④ 地方税財源の充実強化に向けた国への要請	96
⑤ スクラップ・アンド・ビルドの徹底	97
⑥ 「選択と集中」による投資的経費の重点化	99
⑦ 人件費の抑制	100
⑧ 効率的な予算執行の徹底	101
⑨ 財政運営上の数値目標の設定	103

進行管理	105
------	-----

取組項目	経営方針 1	(1)	担当部課 (室)名	知事直轄組織 広報課
	①トップの発信力を活かした県政情報の発信			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

月2回を目途に知事定例会見を実施し、特にニュース性の高い話題を知事自らが提供しているほか、報道機関の求めに応じ、国政や社会的に重大な事案についてコメントの発表やぶら下がり取材を設定しています。

また、知事が出席する会議や行事等の催しをはじめとした、明日の行事予定一覧を報道機関へ毎日提供するとともに、県ホームページに「ようこそ知事室へ」のコーナーを設け、知事会見の概要や知事の日々の公務についての情報等を発信しています。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

知事が出席する会議や行事等の催しの設定、情報発信のタイミング、表現方法等について、情報の受け手側を意識した工夫に全庁挙げて取り組むことにより、県政や県内の情報がより効果的に発信され、迅速かつ着実に届けられるようにします。

(2) 具体的な取組内容

拡①知事定例会見における市町情報コーナーの新設

知事定例会見を月2回から原則毎週の開催とし、発信の頻度と情報の新鮮さを向上するとともに、市町の特産品などを取り上げる「今月のイチオシ」コーナーを設け、市町の情報発信力の向上と、会見そのものの話題性を高めます。(平成26年度取組開始済)

拡②報道対応のポイントの周知と部局対象の研修の実施

県庁全体の情報提供に対する意識を高めるため、報道対応のポイントを庁議等を通じて周知する(平成26年度実施済)とともに、部局ごとに研修を実施します。

(3) 目標

- ・知事による情報発信力の強化
- ・「情報は知ってもらってなんぼ。必要なところに届いてなんぼ」の意識を全職員が共有することによる、より戦略的な情報発信の推進

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①知事定例会見における市町情報コーナーの新設	(10月開始)	継続実施			
②報道対応のポイントの周知と部局対象の研修の実施	ポイント周知(11月実施)	部局研修の実施			

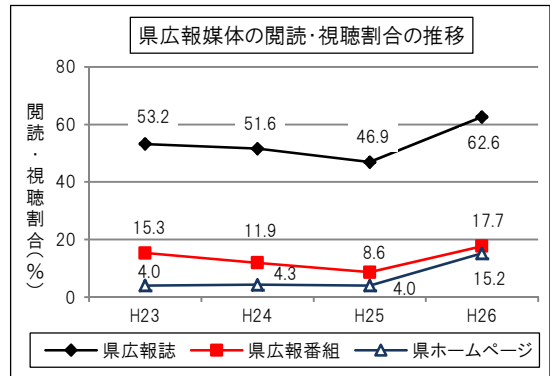
取組項目	経営方針 1 (1)	担当部課 (室)名	知事直轄組織 広報課
	②多様な媒体による効果的な広報の展開と 職員の広報マインドの向上		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

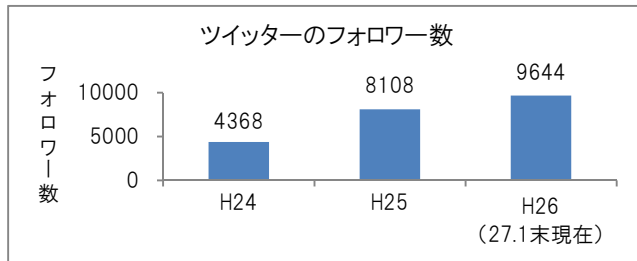
多様な媒体による効果的な広報の展開については、広報誌やテレビ、ラジオ等の広報番組、ホームページ、新聞、雑誌広告など幅広い媒体を活用し、情報発信に努めていますが、厳しい財政状況の中、有償の広報媒体を活用した情報発信の機会は、減少傾向にあります。

一方、ツイッターやフェイスブックに代表されるSNSの利用者は若年層を中心に増えており、本県においても平成24年3月から「滋賀県公式ツイッター」を、平成25年7月から「滋賀県公式フェイスブック」の運用を開始し、日々の情報発信に努めています。

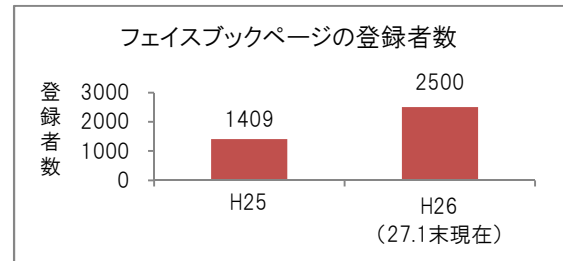
また、職員の広報マインド向上のため、平成23年度に「広報マニュアル」を作成し、各所属に配布したほか、年度ごとに改訂し、総合事務支援システムに掲載することで職員の活用を促すとともに、ブラッシュアップ研修「すぐに役立つ！広報・広聴基礎講座」や新採フォローアップ研修を実施しています。



既存広報媒体の閲読・視聴割合は、やや減少傾向が続いていたが、平成26年度は大きく上昇



ツイッター、フェイスブックの登録者数は、順調に伸びている



2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

ホームページや広報誌等の広報媒体に、ツイッターやフェイスブックなどの双方向性を持つ媒体を組み合わせ、効果的な広報を行い、県民等が求める情報をわかりやすく、タイムリーに伝えます。

また、職員一人ひとりの広報マインドや広報能力の一層の向上を図るため、「広報マニュアル」を全面改訂し、より実践的な広報研修を実施します。

(2) 具体的な取組内容

① SNSのより効果的な活用による情報受発信

県公式ツイッターや県公式フェイスブックを積極的に活用し、防災情報も含め、県民が必要とする情報をタイムリーに発信します。また、県民ニーズやSNS利用環境の変化を踏まえ、新たなSNSの活用を含めた発信手法の見直しを適宜行います。

② 「広報マニュアル」の全面改訂とより実践的な広報研修の実施

社会環境やSNS等の利用環境の変化を踏まえ、「広報マニュアル」を全面的に改訂します。

また、常に県民（受け手）の立場に立った情報発信を行うため、新たな「広報マニュアル」を活用した、より実践的な広報研修を実施します。

(3) 目標

- ・ 県公式ツイッターのフォロワー数
平成26年度（H27.1末現在）9,644人 → 平成30年度末 18,000人
- ・ 県公式フェイスブックページの登録者数
平成26年度（H27.1末現在）2,500人 → 平成30年度末 7,000人
- ・ 広報研修受講者に対するアンケートにおいて、「今後、広報マインドを意識して業務を進めたい」と回答した受講者の割合 80%以上

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① SNSのより効果的な活用による情報受発信	ツイッター、フェイスブックによる発信		新たなSNSの活用を含めた発信手法の見直し	県民ニーズに応じたSNSを活用した情報の受発信	
② 「広報マニュアル」の全面改訂とより実践的な広報研修の実施	現行マニュアルの改訂と研修の実施		広報マニュアルの全面改訂と研修の実施	新マニュアルによる実践的広報研修の実施	実践的広報研修の実施

取組項目	経営方針 1 (1)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課 総務部 財政課
	③施策構築や予算編成過程の透明化の推進		
1. 現状、課題、これまでの取組状況			
(1)施策構築過程の透明化 <p>施策構築過程については、基本構想のもと、翌年度に向けた施策構築方針の公表を行うとともに、現状と課題や施策構築の方向性、具体的な事業などについて、知事と各部局長が行う政策課題協議の実施概要を公表しています。</p> <p>その協議結果等を踏まえ、具体的な「実施計画」を策定し、各施策を展開するための主要施策を位置付けるとともに、事業ごとに事業目標、年次計画等を公表しています。</p> <p>さらに、基本構想で定める成果指標と「実施計画」の「事業目標」の進捗度、外部要因の変化等を中心に、基本構想の進行状況を毎年度把握・公表するとともに、その後の施策展開等に的確に反映することで、目標管理型行政運営を推進しています。</p>			
(2)予算編成過程の透明化 <p>予算編成過程については、予算見積額の公表から知事査定の一部や意見交換会の内容の公開、また予算案とともに予算措置状況や査定の理由を公表するなど、当初予算の編成の各過程において、多様な手法による公表、公開等を行い、透明化を図っています。</p>			
2. 計画期間中における取組			
(1)基本的な考え方 <p>行政経営に関する県民の関心が高まり、県政への参画が促進されるよう、政策課題協議などの施策の構築過程から基本構想の進行管理を適切なタイミングで公表します。</p> <p>また、予算編成過程の透明化については、編成の各過程での公表、公開等の取組を継続するとともに、県民等がアクセスしやすく、分かりやすくなるよう検討します。</p>			
(2)具体的な取組内容			
①施策構築過程の透明化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 翌年度に向けた施策構築方針の公表 ・ 施策構築過程における知事と部局長の協議概要の公表 ・ 市町への情報提供および意見交換の実施 ・ 基本構想推進のための「実施計画」や「重点施策のあらまし」の公表 ・ 基本構想進行管理の公表 ・ 県民満足度調査等で県民意識の把握に努め、施策展開に反映 			
②予算編成過程の透明化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の見積額、予算案の公表（報道機関への公表、ホームページに掲載） ・ 知事査定の一部の公開（テーマを設定し、知事査定の一部を報道機関に公開、その結果概要をホームページに掲載） ・ 会派議員と知事との意見交換会の公開 ・ 予算措置状況および査定理由の公表（予算見積から知事査定後における予算措置の状況を査定理由と併せて公表） ・ 予算編成システムを活用した公開（ホームページからアクセスできる仕組み） 			
(3)目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 翌年度に向けた施策構築方針や政策課題協議などの施策構築過程から基本構想の進行管理までを適切なタイミングで公表することによる透明化の推進 ・ 予算編成の各過程での公表、公開等の取組の継続、県民等がよりアクセスしやすく、分かりやすい情報提供の検討 			

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①施策構築過程の透明化					
翌年度に向けた施策構築方針の公表			継続実施		
施策構築過程における知事と部局長との協議結果の公表			継続実施		
市町への情報提供および意見交換の実施			継続実施		
基本構想推進のための「実施計画」・「重点施策のあらまし」の公表			継続実施		
基本構想進行管理の公表			継続実施		
県民満足度調査等で県民意識の把握に努め、施策展開に反映			継続実施		
②予算編成過程の透明化					
予算の見積額、予算案の公表			継続実施		
知事査定の一部の公開			継続実施		
会派議員と知事等との意見交換会の公開			継続実施		
予算措置状況および査定理由の公表			継続実施		
予算編成システムを活用した公開	予算編成システムでの公開範囲の拡大(H27当初予算)		予算編成システムを活用した公開		

取組項目	経営方針 1	(1)	担当部課 (室)名	知事直轄組織 広報課 総合政策部 企画調整課 総合政策部 県民活動生活課県民情報室 総合政策部 情報政策課 商工観光労働部 商工政策課 商工観光労働部 観光交流局 農政水産部 食のブランド推進課
	④県の魅力や県政情報の積極的な発信			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

(1) 県の魅力発信

本県の豊かな自然や歴史・文化、産品などの魅力発信について、「ビワイチ」、「おいしが うれしが」キャンペーン、「ココクール」などに取り組むとともに、産学官が連携して「滋賀・びわ湖ブランド」の発信に取り組んできましたが、民間による各種ブランド力調査では、依然として低い評価となっています。この原因の一つに、滋賀の多様な魅力が全国に知られていないことがあると考えられることから、さらに効果的な全国・世界に向けた情報発信が必要です。

(2) 県政情報の発信

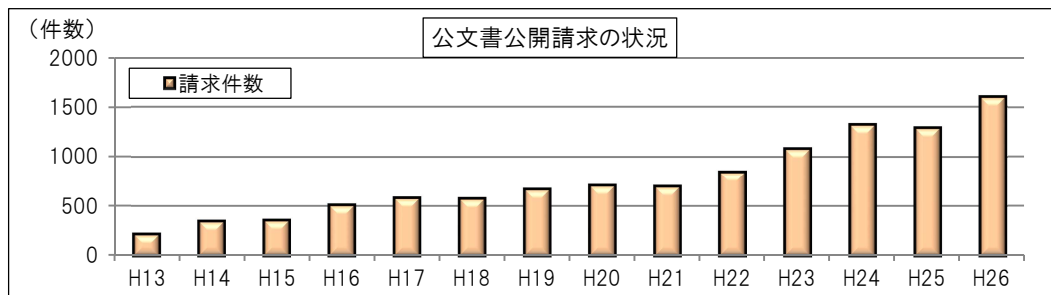
平成 22 年度の公文書公開請求の件数は 850 件でしたが、ここ数年は 1,200 件から 1,300 件程度まで請求件数が増加しており、平成 26 年度は過去最高を更新するペースで請求がなされています。

※新条例施行時（平成 13 年度）に比べ、請求件数は約 5 倍に増加

公文書公開請求の件数が増加の一途をたどっていることから、「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」の対象となる情報の拡大を検討する必要があります。

■公文書公開請求件数の状況(平成26年度は、12月末の状況(1,210件)からの推計値)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	増加
公文書公開 請求件数	223	353	361	514	587	578	675	712	704	850	1,084	1,322	1,290	1,600	1,067
対前年		130	8	153	73	-9	97	37	-8	146	234	238	-32	310	(H25-H13)



2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

滋賀の魅力発信について、琵琶湖を始めとする豊かな自然、奥深い歴史・文化、地域の特性を生かした産品など本県の持つ素晴らしい魅力を広く国内外に向けて発信し、県のブランド力の向上を図ります。

また、開かれた県政の推進のため、県民共有の財産である県の保有情報の積極的な発信を行います。

さらに、職員による出前講座や、施設見学会等の取組の充実を図り、県民ニーズに応じたきめ細かな情報提供を図ります。

(2) 具体的な取組内容

拡①滋賀・びわ湖ブランドの発信

「滋賀・びわ湖ブランドネットワーク」を中心に産官学が連携し、滋賀に培われてきた魅力をデザイナーやアーティストとともに新たな視点で調査・発見し、発信することによって「滋賀・びわ湖ブランド」の発信に努めます。

観光ブランド「ビワイチ」、環境こだわり農業や「おいしが うれしが」キャンペーン、「ココクール マザーレイク・セレクション」などの取組を通じて、滋賀の魅力を広く発信するとともに、戦略的県外PR事業の活用や、首都圏における情報発信機能を強化することにより、国内外から観光客の増加や商品競争力の強化を図ります。

②「情報提供の推進に関する要綱」の見直しおよび積極的な情報提供の推進

行政の透明性・信頼性を向上し県政への関心を高めるために、国の策定する「電子行政オープンデータ戦略」による取組を参考にしながら、県が保有する各種行政情報等のオープンデータ化など、県民への積極的な情報提供に努めるとともに、増加傾向にある公文書公開請求の状況を踏まえ、情報公開・個人情報保護調整会議を開催し、さらに情報提供推進要綱の対象とすべき情報がないか検討します。

(3) 目標

- ・観光入込客数（延べ）
平成 25 年度 4,523 万人 → 平成 30 年度 4,800 万人
- ・情報公開・個人情報保護調整会議の開催、前年度の情報公開請求制度の運用状況を分析した上で、情報提供推進要綱の対象とすべき情報の庁内での確認の実施（毎年度）

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①滋賀・びわ湖ブランドの発信		滋賀・びわ湖+DESIGN プロジェクトの推進			
②「情報提供の推進に関する要綱」の見直しおよび積極的な情報提供の推進		調整会議開催、情報提供対象項目の追加検討および実施（毎年度）			

取組項目	経営方針 1 (1)	担当部課 (室)名	知事直轄組織 防災危機管理局 総合政策部 県民活動生活課 総合政策部 情報政策課 警察本部 生活安全企画課
	⑤安全・安心に関する情報の提供		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

県では、防災・防犯情報等の緊急情報を迅速かつ広く県民に提供するため、地デジデータ放送および携帯電話等のe-mailを活用した「しらせる滋賀情報サービス（しらがメール）」の運用を平成21年4月から開始しました。

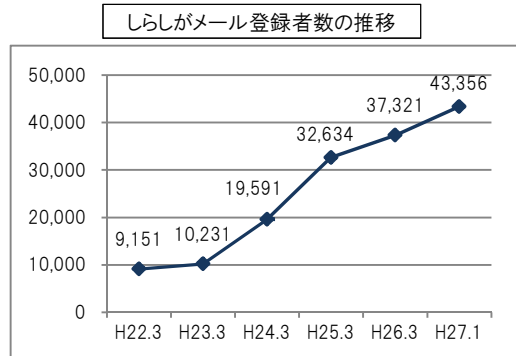
県ホームページやラジオにより、「滋賀県女性・子ども・高齢者等を守るための犯罪多発警報等発令制度」による警報・注意報を発令して犯罪に遭わないよう呼びかけているほか、ホームページで犯罪発生情報や犯罪被害に遭わないための情報等の提供を行っています。

加えて、警察本部ではしらがメールによる振り込め詐欺等、県民が特に身近に感じる犯罪発生情報の発信や、携帯電話からもアクセスできる犯罪発生マップを、警察本部ホームページに公開しています。

今後の課題として、各市町に対する県や警察署からのきめ細かい犯罪情報の提供等により、市町の実情に応じた積極的かつ有効な防犯対策を支援する必要があるほか、最新の防犯情報を県民に提供するため、ホームページを適宜に更新するなど、関係部局が連携の上、スピード感をもって対応する必要があります。

県ホームページに防災ポータルサイトを設け、地震、風水害等の緊急情報、予想される様々な危険性を事前に知らせる防災情報マップ、生活防災に役立つ情報や地域で取り組まれている防災活動などを紹介する地域防災ちえ袋等のメニューを通じて、防災対策に関する情報を提供しています。

しかしながら、既存のシステムが老朽化し、最新のWebブラウザに対応していないなど、情報の受け手となる住民のニーズを十分に満足できていない課題があります。また、災害時には自治体からの情報を期待する住民が多いことから、誰にとっても分かりやすく、必要な情報がタイムリーに入手できるよう、メニューや内容の充実を図る必要があります。



2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

多くの県民に安全・安心に関する情報を迅速かつ分かりやすく提供します。

犯罪発生情報等については、県から発信する犯罪発生状況等の情報や「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の改正を踏まえ、警察署から提供される犯罪情報が市町において有効活用されるよう、県として必要な支援を行うほか、最新の防犯情報を県民に提供していくため、一層、迅速な情報発信を図ります。

緊急時の情報提供に当たっては、災害情報に求められる①正確性、②迅速性、③効率性（一元的な情報取得）の確保を目指すとともに、生活防災の視点から、平常時から県民が利用し、慣れ親しむことができるよう、メニューや内容の充実を図ります。

(2) 具体的な取組内容

① 「しらがメール」登録者数の拡大

より多くの県民に安全・安心に関する情報を受け取っていただけるよう、コンテンツの充実を図るとともに、チラシの配布やその他広報手段による普及・啓発を行い、「しらがメール」登録者数の拡大に努めます。

② 防犯情報の活用に関する市町への支援

県（土木事務所）、市町、警察署等で構成される地域安全なまちづくり連絡協議会において、「市町ホームページへの掲載」「市町運営ツイッターによる情報提供」「自治会回覧」「自主防犯活動団体への情報提供」「管下各学校への配信」「各種会議での活用」などの防犯情報の活用方法について情報提供するなど、効果的な取組の支援を行います。

③迅速な情報提供

県と警察本部とが連携して、最新の犯罪情報を迅速に発信するとともに、犯罪発生情報だけでなく、犯罪の分析結果を受けた防犯対策や被害に遭わないための情報についても提供します。

④新たな防災ポータルサイトの構築

災害に関する情報を迅速にホームページに掲載するため、避難勧告や避難所開設などの情報を取り扱う滋賀県防災情報システムと連動する新たな防災ポータルサイトを構築し、一元的な情報発信を行います。また、メニューの一つである防災情報マップを再構築し、情報表示の速度を高め、最新のWebブラウザに対応することにより、操作性の向上を図ります。さらに、民間気象会社と連携することにより、県民自らが防災情報を自発的に提供し、相互に共有できる仕組みをつくります。

(3) 目標



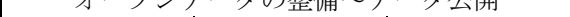


- ・「しらしがメール」登録者数
平成 27 年 1 月末時点 43,356 人 → 平成 30 年度末時点 64,000 人
- ・県内の全市町において、県が提供する防犯情報（犯罪多発警報、犯罪発生情報等）がタイムリーかつ効果的に活用されるための支援
- ・犯罪情報等の迅速な発信と、そのための県と警察本部との緊密な連携
- ・新たな防災ポータルサイトの構築（平成 27 年度）

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①「しらしがメール」登録者数の拡大	現行システムの運用、普及・啓発の実施	配信項目・内容について随時追加・見直し			平成 31 年 3 月に次期システム更新
②防犯情報の活用に関する市町の支援	防犯情報の効果的な活用の研鑽	市町への防犯情報の活用支援			
③迅速な情報提供	県と警察本部との連携による情報提供	最新情報の提供			
④新たな防災ポータルサイトの構築	防災情報マップの更新	新たな防災ポータルサイトの構築	サイトの安定的運営、メニューの充実検討		





取組項目	経営方針 1 (1)	担当部課 (室)名	総合政策部 県民活動生活課県民情報室 総合政策部 情報政策課 総合政策部 統計課
	⑥オープンデータ化の推進		
1. 現状、課題、これまでの取組状況			
<p>各行政分野の計画や方針、予算編成過程、入札執行情報、各種統計や調査結果資料をデータ化し、県ホームページで公開していますが、各データは独自形式で作成し、大半は Excel や PDF ファイルで提供されており、データの権利関係や利用ルールも明確でないことから、誰もが簡単に二次利用できる状態ではありません。</p> <p>公開される公共データは、誰でも自由に利用できるようにすることで官民の情報共有が促進され、協働による新たな行政サービスの提供や、民間サービスの創出が期待できるようになります。</p> <p>国では「電子行政オープンデータ戦略」(平成 24 年 7 月策定)に基づき、ルール等の整備やデータ形式等の標準化が進められ、各府省が保有する公共データを横断的に検索できるデータカタログ(データ公開用の専用ポータルサイト)の運用が開始されています。また、同戦略では、地方公共団体にも主体的かつ積極的に取組を進めることが求められています。</p> <p>平成 26 年 2 月以降、産学官の情報連携組織「滋賀県地域情報化推進会議」において、先進事例などの情報収集、企業側のニーズや自治体が提供できるデータの調査など、オープンデータの利活用についての検討を始めています。</p> <p>今後、庁内で保有するデータの利活用やオープンデータ化を進めるためには、ルールの統一や取組の推進を図る体制の整備が必要です。また、自由なデータ利用の促進にあたっては、データの著作権や利用に対する責任の取扱い、改ざんへの対策などにも十分な考慮が求められます。</p>			
2. 計画期間中における取組			
(1) 基本的な考え方			
<p>オープンデータ化の取組は、行政の透明性・信頼性を向上し県政への関心を高める効果とともに新たな行政サービスの提供や民間サービスの創出が期待できることから、推進に向けた庁内の体制やデータ作成のルールづくりを進めるとともに、国の策定するガイドラインや民間ニーズ調査などにも留意して、県が保有する各種行政情報等のオープンデータ化と、その利用促進に積極的に取り組んでいきます。</p>			
(2) 具体的な取組内容			
新①庁内推進体制の整備			
取組の中核となる関係部署調整機関の設置や、オープンデータ化ルールの整備を行います。			
新②保有情報のオープンデータ化			
既存公開データのオープンデータ化、対象となる情報やデータの調査、新規データの整備と公開、データカタログの構築と運営を行います。			
新③オープンデータ利活用の促進			
民間ニーズの把握(地域情報化推進会議、データソン ^{※1} など)およびデータ活用アプリの開発促進(民間等との協働、ハッカソン ^{※2} など)を行います。			
<p>※1 データ活用方策のアイデアを競う集会</p> <p>※2 データ活用アプリケーションの共作・公開を行う集会</p>			
(3) 目標			
<p>・オープンデータ化率</p> <p>〔 オープンデータとして公開する必要性またはニーズが認められる情報・データのうち、二次利用が可能な形で公開されているものの比率 〕</p> <p>平成 26 年度 0% → 平成 30 年度 100%</p>			

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 庁内推進体制の整備	関係部署の合意形成	庁内調整機関の設置 ルールの整備・周知	取組状況の把握、取組促進 		
② 保有情報のオープンデータ化		対象となるデータ等の調査 ～可能な部分から順次オープンデータ化	既存公開データのオープンデータ化 		
			オープンデータの整備～データ公開 		
③ オープンデータ利活用の促進	先進事例研究		データカタログの構築 利活用ニーズの調査、掘り起こし 		
			利活用促進施策の実施（ハッカソン等） 		

取組項目	経営方針 1	(1)	担当部課 (室)名	総務部 財政課 総務部 税政課
	⑦多面的な財政情報の提供			
1. 現状、課題、これまでの取組状況				
<p>県では、県財政の見える化の観点から、ホームページ等の媒体を活用し、多面的な財政に関する情報の提供に取り組んでいます。</p> <p>(1)健全化判断比率等 平成 20 年 4 月から施行された地方公共団体の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率および資金不足比率等の公表を行うとともに、県公報である財政事情や県のホームページなどで情報提供を行っています。</p> <p>(2)財務書類 地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針に基づき、企業会計的手法による財政分析ツールとして、平成 20 年度決算から以下の財務書類 4 表*の整備に取り組み、県公報である財政事情や県のホームページなどで情報提供を行っています。 ※①貸借対照表、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④資金収支計算書</p> <p>(3)財政事情(県公報) 条例に基づき、本県の財政の状況や運営について、年 2 回、県の公報として公表しています。 この財政事情では、当初予算や決算の概要、予算の補正状況や執行状況などのほか、健全化判断比率等の財政指標や財務書類 4 表、また人口類似団体との比較による財政分析や本県の課題についてお知らせしています。</p> <p>(4)県民向け資料(小学校～高校)の作成および公開 本県の予算や財政状況について、分かりやすい表現や図などを用いた資料*を作成し、県のホームページで公表しています。 ※①滋賀県財政の状況、②県のお財布事情</p>				
2. 計画期間中における取組				
(1)基本的な考え方				
<p>これまでの多面的な財政に関する情報の提供の取組を継続していきます。 さらに、以下の取組について検討、実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業会計的手法による財政分析ツールとしての財務書類 4 表の見直しを行い、国の新たな統一の基準に適切に対応していきます。 県の予算や財政状況について分かりやすい資料を検討、作成し、提供します。 				
(2)具体的な取組内容				
<p>拡①新たな統一の基準に基づく財務書類の整備 固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした、国の新たな統一の基準に基づく財務書類を整備します。</p> <p>新②分かりやすく学べるテキスト等の作成 県政に対する参加意識の醸成を図るため、県の予算や財政状況について分かりやすく学べるテキスト等を検討、作成し、提供します。</p>				
(3)目標				
<ul style="list-style-type: none"> 新たな統一の基準に基づく財務書類の整備 →国のスケジュールに歩調を合わせ、平成 29 年度から実施 分かりやすく学べるテキスト等の作成 →課題等の整理を含めた検討を行い、平成 28 年度に作成 				

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

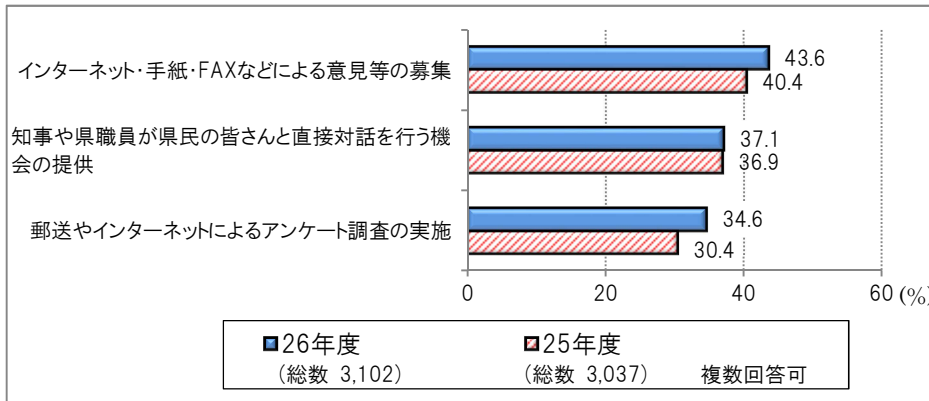
取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①新たな統一 的基準に基づく 財務書類の整備	国の基準やマニュアル等 の分析、体制等の検討 	課題の整理 と実施体制 等の検討	固定資産台 帳整備およ び複式簿記 の導入	新たな統一 的基準に基づ く財務書類の整備 	
②分かりやす く学べるテキ スト等の作成	対応方針、既存 資料の見直し 等	学校現場で の活用を見 据え、関係部 局間で調整 (内容の骨格 検討、庁内 調整 等)	具体的な活 用方法とス ケジュール を再調整 テキスト内 容の構築 (小・中・高 別に内容を 検討)  (平成29年度から活用)	テキスト等の活用 	

取組項目	経営方針 1 (2)	担当部課 (室)名	知事直轄組織 広報課
	①県民とのきめ細やかな対話の実践 ②県民の声の施策への一層の反映		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

「県民と知事の直接対話事業」や「県政世論調査」、「県政モニター制度」、「知事への手紙」などの広聴事業により、様々な県民の声を聴き、関係部局につなぐことにより、県政運営に活かすよう努めているところですが、今後も、社会的諸課題に直面して生まれている多種多様な県民の声が県政に届く機会の充実が必要です。

■県の広聴活動への要望（県政世論調査の結果）



「県民の皆さまのご意見やご提案などをお聴きするために、さらにどのような場の提供や取り組みを進めるべきと思いますか。」との質問に対する回答数の多い3項目

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

職員一人ひとりが、常に生活者の視点に立ち、困難な課題解決や新たな価値の創造に県民と一緒に取り組むという姿勢のもと、様々な機会を捉えて、県民とのきめ細やかな対話を実践します。

また、積極的に県民の声に耳を傾け、県民ニーズを的確に捉えることで、県民の声の施策への一層の反映を図り、県民の理解と共感へとつなげます。

(2) 具体的な取組内容

① 各種広聴事業の実施

施策への一層の反映を図るため、県民と知事の直接対話事業（「こんにちは!三日月です」）、「県政世論調査」、「県政モニター制度」および「知事への手紙」を継続実施します。

新②「県民と知事との県政テレビ対話事業」の実施

参加者および番組視聴者からの意見を聴き、県政の推進に活かすため、県政の重要課題をテーマにした県民と知事とのテレビ対話番組を放送します。

拡③県民の声の聴取機会の充実

県民の声の各部局施策への反映を図るため、県民と職員が直接対話する機会を設ける（「県政どこでもトーク」の充実）とともに、県政モニターとの直接対話の機会（「県政モニタートーク」）を設けます。

④より実践的な広聴研修の実施

県民の声を意識した取組が進むよう、職員の広聴マインドの向上等を図るため研修を実施します。

(3) 目標

- ・「こんにちは!三日月です」の開催
平成26年度 年10回 → 平成30年度 年18回
- ・県政モニターアンケートの実施
平成26年度 年12回 → 継続実施（毎年度12回）

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

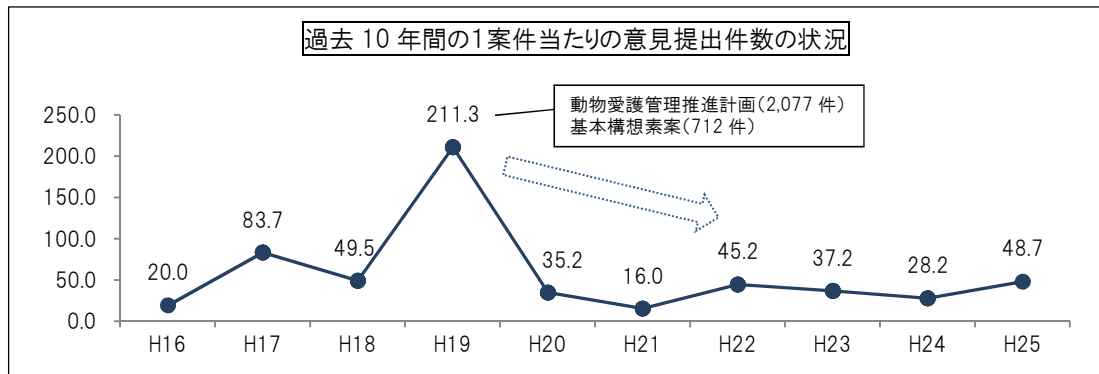
取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①各種広聴事業の実施			計画的に実施		
②「県民と知事との県政テレビ対話事業」の実施		上半期および下半期に計画的に実施			
③県民の声の聴取機会の充実			計画的に実施		
④より実践的な広聴研修の実施			計画的に実施		

取組項目	経営方針 1	(2)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室
	③県民政策コメント制度の活用推進			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

県政の基本的な政策を立案する過程において、政策の趣旨、内容等の必要な事項を県民等に公表し、これらに対して提出された県民等の意見、情報および専門的な知識を政策に反映させる機会を確保する手続きとして、「滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱」を平成12年度に制定しました。

制度として定着が図られたものの、制度発足当初からすると意見提出件数は、案件によって左右されるものの全体としては低下傾向にあります。



2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

県政の基本的な政策を立案する過程において、政策の趣旨・内容等を公表し、県民の多様な意見等を反映することを目的とする「県民政策コメント制度」は、県民の声を県政に活かすための重要な手段であり、実施案件の情報発信等を充実させるなど、より一層、制度が活用されるよう取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

①関係者等への周知

案件に係る有識者や県民、利害関係者（団体）へ周知することにより、様々な観点からの意見提出が期待できることから、案件に係る関係者等への周知を徹底します。また、必要に応じて説明会や意見交換会等の開催を行うよう努めます。

②あらゆる広報媒体等の活用

多くの県民等の皆さんの目に触れるようプラスワン、テレビ、ラジオ、twitter、facebook、メルマガなどあらゆる広報媒体等を活用し、実施案件の周知を徹底します。

③分かりやすい資料の作成

意見をいただくためには、資料の分かりやすさも重要であることから、実施案件の資料の公表に当たっては、図やグラフを用いたり、分かりやすい言葉づかいや文章作成を行うよう徹底します。

④実施予定案件名等の事前公表

年度当初に実施予定案件名や実施予定時期を事前公表し、県民等に早い段階から実施案件について認知されるよう周知を図ります。

新⑤実施案件周知の取組状況の公表

実施案件ごとに意見提出件数や案件周知の取組状況等を整理した一覧を公表し、各所属における実施案件周知の取組の徹底を図ります。

(3) 目標

- ・実施案件のより一層分かりやすく効果的な周知徹底

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

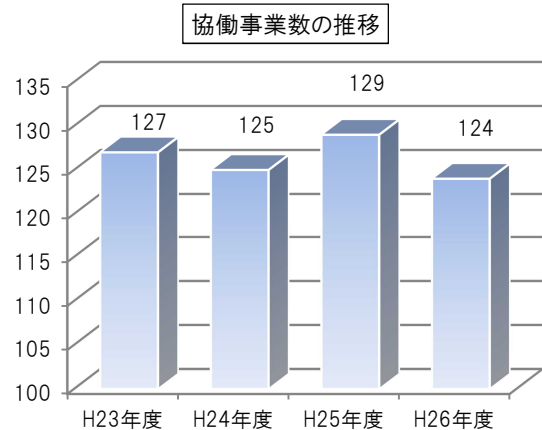
取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①関係者等への周知					
②あらゆる広報媒体等の活用			継続実施		
③分かりやすい資料の作成	→				
④実施予定案件名等の事前公表			継続実施		
⑤実施案件周知の取組状況の公表			実施状況一覧の公表		
		→			

取組項目	経営方針 1 (3)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室
	①「(仮称)協働推進ガイドライン」の策定・運用		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

複雑・多様化する地域課題や住民のニーズに対応するため、これまで専ら行政が担ってきた公の領域についても、住民、地域団体、NPO、企業等の多様な主体と積極的に協働し、ともに地域を支え合う社会づくりを推進することが求められています。

本県では、これまでに多様な主体との協働を進めるため、職員の協働に係る理解を促進するための研修・講座の開催、協働推進員の設置、職員向け啓発通信「しが協働通信」の発行、「協働を始めるためのヒント集」の作成等の取組を行ってきましたが、協働事業の実施件数が伸び悩んでいるなど、未だ十分とは言えない状況です。



※平成26年度は、当初予算ベースの協働事業数

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

協働型県政を体系的に進めるため、協働の基本的な考え方やメリット、手順等を具体的に定めた職員向けのガイドラインを策定するとともに、新たな協働事業の実施および既存事業の取組内容の充実を図り、全庁的な協働の取組を進めます。

(2) 具体的な取組内容

新①「(仮称)協働推進ガイドライン」の策定

多様な主体との協働を体系的に進めるために「(仮称)協働推進ガイドライン」を策定します。ガイドラインでは、協働型県政の目指すべきビジョンや協働の意義、効果、庁内における協働推進体制等を定めます。

新②「(仮称)協働推進ガイドライン」の運用

職員の協働に対する理解を深めるとともに、ガイドラインを有効に活用した研修・講座を実施すること等により、新たな協働事業の実施および既存事業の取組内容の充実等を図ります。

(3) 目標

- 多様な主体との協働事業数
平成26年度 124事業※ → 平成30年度 200事業
※平成26年度当初予算ベースの協働事業数

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①「(仮称)協働推進ガイドライン」の策定		内容の検討 および策定			
②「(仮称)協働推進ガイドライン」の運用		ガイドラインに基づく協働事業の推進 			

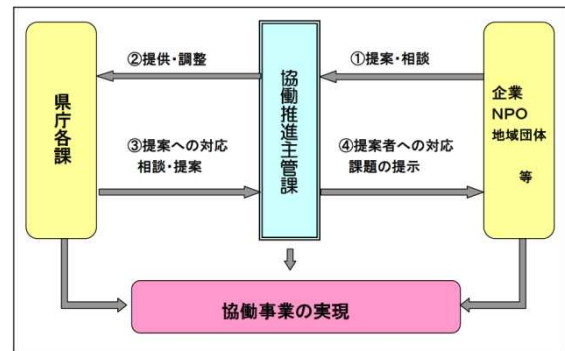
取組項目	経営方針 1 (3)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室
	②民間との協働に関する提案募集・相談窓口等の運用		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

県と多様な主体との協働を進め、民間の社会貢献活動や地域活動の活性化を図ることにより、行政サービス等の充実を図るため、平成 24 年度より、協働提案や相談を受ける総合的な窓口を設置しているところです。しかし、これまでに、寄せられた提案・相談の件数は累計で 12 件と少数に止まっています。

今後、協働事業の新規実施や既存の協働事業の充実を図るためには、より多くの提案や相談が寄せられるよう改善を講じる必要があります。

民間との協働に関する提案募集・相談窓口のイメージ図



2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

多様な主体と県との協働を推進するため、県民や民間団体等からの協働に関する提案や相談を受け付ける体制を充実します。併せて、県の担当所属が民間との協働を検討・推進する際の庁内の相談にも対応することとし、協働事業の推進を図ります。

(2) 具体的な取組内容

民間との協働に関する提案募集・相談体制の充実

- 協働に関する様々な提案や相談を受け付ける体制を充実します。

(受け付ける提案等の内容)

- ① 県から民間に対して連携や協働を求めるもの
- ② 民間から県に対して連携や協働を提案するもの

- 提案等の募集にあたっては、県が協働を想定する政策分野等を例示するなど、より多くの提案等が寄せられるよう改善を講じるとともに、関係機関との効果的な連携による相談窓口の周知に努めます。
- 「滋賀県と民間との協働に関する情報コーナー」を設け、ボランティアなどの県民の協力を広く求めている県事業を一括して情報提供します。

(3) 目標

- 協働推進主管課において協働に関する提案・相談等を受け付けた件数 (年間)
平成 26 年度 4 件 → 平成 30 年度 20 件

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
民間との協働に関する提案募集・相談体制等の充実	運用	内容の見直し (相談体制の充実)	新たな内容での運用		

取組項目	経営方針 1	(3)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室
	③協働型県政を支える人材の育成			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

自治体職員には、複雑・多様化する地域課題や住民のニーズに対応するため、住民、地域団体、NPO、企業等の多様な主体と積極的に協働し、ともに地域を支え合う社会づくりを推進することが求められています。

本県では、職員が、協働の基本的な考え方やメリット等について、正しく理解するとともに、その取組意識を高めるため、協働推進セミナーや協働推進員養成講座を実施してきましたが、協働型県政のより一層の推進に向けて、引き続き人材の育成を行う必要があります。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

協働型県政を支える人材を育成するため、県および市町の職員を対象とした各種研修や課題解決型協働推進講座等を実施し、職員の協働に対する理解促進とスキルアップを図ります。

(2) 具体的な取組内容

新①主査級職員向けの協働に関する研修の実施

中堅職員に対する意識啓発を目的として、政策研修センターの行う主査級職員研修に「多様な主体との協働」のカリキュラムを設け、協働の基本的な考え方やそのメリット等について学ぶ研修を実施します。

新②課題解決型協働推進講座の実施

協働の相手方と自治体職員が共に参加し、実際の事例の課題解決等を共に考える講座を実施し、新たな協働の取組および既存の協働事業の充実を図ります。

③協働推進セミナー（ブラッシュアップセミナー）の実施

協働の取組を実際の活動現場で学ぶとともに、職員が協働を実践するためのより具体的、実践的な内容を学ぶ研修を実施します。

(3) 目標

- ・主査級職員研修受講者に対するアンケートにおいて「今後、自らも協働事業に携わりたい」と回答した受講者の割合 80%以上

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①主査級職員向けの協働に関する研修の実施		研修内容の検討	研修の開催		
②課題解決型協働推進講座の実施		研修内容の検討	研修の開催		
③協働推進セミナーの実施			研修の開催		

取組項目	経営方針 1 (3)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課 総務部 経営企画・協働推進室
	④企業および大学との積極的な連携		

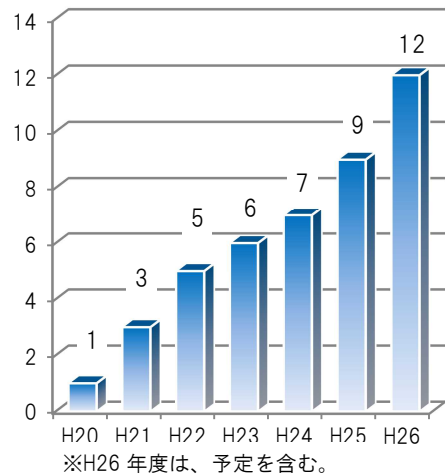
1. 現状、課題、これまでの取組状況

本県では、県と多様な主体がそれぞれの人的・物的資源を有効に活用して協働することにより、滋賀・びわ湖ブランドの推進、地域の活性化および県民サービスの向上等を図るため、平成 20 年度以降、社会貢献活動に積極的に取り組む企業等との包括的連携協定を 11 件締結しています。

また、県内には 13 大学・短期大学が立地し、約 38,000 人の学生が通学し、全国でも有数の学生比率の高い県であり、各大学の専門も、理工、経済、教育、医療、福祉、芸術、スポーツなど、多様な分野が網羅され、各地で大学や学生との連携事業が展開されています。さらに環びわ湖大学・地域コンソーシアムにおいても、地域課題の解決に向けて大学や学生と地域が連携した取組などが実施されています。

本県も少子高齢化による人口減少など、様々な課題に直面していることから、今後も、企業や県内大学の特色を活かした連携を推進し、地域の活性化や県民サービスの向上等を図る必要があります。

包括的連携協定の推移
(各年度末時点での累計協定締結数)



2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

社会貢献活動に積極的に取り組む企業に対して、県との連携を呼びかけ、包括的連携協定の締結先を拡充するとともに既存の協定内容の充実を図ります。

また、企業と連携した共同研究や公共施設の維持管理など、官民協働の事業を推進します。

さらに、大学が有する専門的知見や学生の若い力、柔軟な発想が、本県のまちづくりや環境保全、産業振興、健康福祉など、多様な分野で発揮され、地域活性化に繋がるよう、県はもとより、地域との連携・交流を促進していきます。

(2) 具体的な取組内容

①企業との包括的連携協定の拡充

民間との協働に関する提案や相談を受け付ける窓口において、企業からの包括的連携協定に係る申出を積極的に受け付けるなどにより、協定締結先の拡充を図ります。

また、協定締結済み企業との定期的な意見交換等を行うことにより両者の相互連携や協働による取組の充実を図ります。

②大学との連携の推進

県と大学との連携事業を推進するとともに、環びわ湖大学・地域コンソーシアムや県内大学に呼びかけ、大学や学生と地域との連携・交流を促進します。また、大学から包括的連携協定の申出があった場合は、締結に向けて積極的に検討していきます。

(3) 目標

- ・企業等との包括的連携協定締結数 毎年度 1 件以上
- ・協定締結済の企業等との定期的な意見交換等による相互連携や協働の取組の充実

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①包括的連携協定の締結先の拡充	拡充に向けた取組の実施				
②大学との連携の推進	県と大学との連携の推進 環びわ湖大学・地域コンソーシアムや県内大学と地域との連携の促進				

取組項目	経営方針 1	(3)	担当部課 (室)名	総合政策部 県民活動生活課
	⑤多様な主体が活動しやすい基盤の整備			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

地域課題の解決に取り組むNPOは、概して人材面、資金面、情報発信力に課題があるため、県による「協働ネットしが」の運営やセミナー等の開催および淡海ネットワークセンターによる地域プロデューサーの養成（おうみ未来塾）、NPOへの助成（未来ファンドおうみ）、情報誌の発行（おうみネット）等で社会貢献活動を支援しています。

また、平成24年4月からNPO法人の認定等を行うとともに、平成25年4月には、NPO法人を条例で個別に指定する制度を創設し、税制優遇措置が受けられるNPO法人を増やすことで、NPO法人の活動基盤強化に努めています。

■認定等の法人数

年度	H24	H25	H26.4~H27.1
認定	0	9	2
仮認定	0	0	2

■条例個別指定の法人数

年度	H25	H26.4~H27.1
指定	1	0

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

資金面や人材面でNPOなど多様な主体の社会貢献活動に対する支援を行います。

また、NPOがより多くの人から共感、信頼、協力を得て社会貢献活動を推進できるよう、NPOに関する情報提供の充実とNPO法人の信頼性向上に努めます。

(2) 具体的な取組内容

①NPO法人の認定取得促進と寄附文化の醸成の推進

多様な主体の活動を資金面から支えるよう、NPO法人の認定取得を促進するとともに、県民に対する広報・啓発活動を行うことで寄附文化の醸成を推進していきます。

②マネジメント人材等の育成と多様な主体のマッチングの促進

（仮称）滋賀県市民活動活性化研究会を設置し、地域社会の現状と課題の分析、今後必要な施策等について検討します。また、当該研究会の結果を踏まえて、多様な主体の活動を人材面から支えるよう、専門的な知識を有する人材、マネジメント人材等を育成していくとともに、中間支援組織等の機能強化を図りながら、NPO、地縁組織、企業等の多様な主体のマッチングを促進します。

③NPOに関する情報提供の充実と信頼を毀損するNPO法人に対する改善指導

「協働ネットしが」の運営等を通じて、NPOに関する情報提供の充実を図ります。また、信頼を毀損する疑いのあるNPO法人に対して設立認証の取消しを含む改善の指導を行い、NPO法人の信頼性向上に努めます。

④淡海ネットワークセンターによる支援

淡海ネットワークセンターが行う地域創造人材の育成（おうみ未来塾）、市民ファンドによる助成（未来ファンドおうみ）、情報誌の発行（おうみネット）等の運営を支援することで、NPOの活動基盤強化を図ります。

(3) 目標

- ・認定・仮認定・条例個別指定を受けたNPO法人数
平成25年度 10法人 → 平成30年度 35法人
- ・事業報告書等をホームページで公表している法人の割合
平成25年度 87.3% → 平成30年度 95%

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①NPO法人の認定取得促進と寄附文化の醸成の推進	法人向けセミナー・相談会等の開催、公開シンポジウムの開催 等				
②マネジメント人材等の育成と多様な主体のマッチングの促進		(仮称)滋賀県市民活動活性化研究会の設置	中間支援組織等の育成・強化		
			多様な主体との協働の取組の促進		
③NPOに関する情報提供の充実と信頼を毀損するNPO法人に対する改善指導		「協働ネットしが」の運用改善		「協働ネットしが」の運用	
	信頼を毀損するNPO法人の設立認証の取消し等				
④淡海ネットワークセンターによる支援	地域創造人材の育成、市民ファンドによる助成、情報誌の発行 等				

取組項目	経営方針 2	(1)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課
	①国の提案募集方式・手挙げ方式への対応			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

地方分権改革については、地方分権改革推進委員会勧告に基づき、事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等に関して、4次にわたる一括法等により推進されてきました。

本県では、これまでから国に対して地域の実情を踏まえて制度の創設・改正等を求めていく政策提案を実施してきましたが、平成 26 年度から、地方の発意に根ざした新たな取組として地方公共団体等から改革に関する提案を広く募集し、実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が導入されたことを受け、本県からは、3件の提案を行いました。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

地方の発意に根ざした「提案募集方式」や地方の多様性を重視した「手挙げ方式」の制度を積極的に活用し、国からの権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、規制緩和等を求め、県の自主性・自立性の向上を図ります。

(2) 具体的な取組内容

①「提案募集方式」を活用した権限移譲等の提案

「提案募集方式」を活用し、国からの権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、規制緩和等の提案を行います。（(例) 保育士修学資金貸付事業の貸付対象の住所要件の撤廃 等）

提案に当たっては、国への政策提案等と連動させ、効果的な提案となるよう努めます。

②「手挙げ方式」による権限移譲等の受入検討

権限移譲、規制緩和等の実施の際、「手挙げ方式」が選択された事項について、滋賀県の実情を踏まえて検討を行い、制度の活用を図ります。

(3) 目標

- ・ 国からの権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、規制緩和等による本県の自主性・自立性の向上

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①「提案募集方式」を活用した提案			継続実施		
②「手挙げ方式」による権限移譲等の受入検討			継続実施		

取組項目	経営方針 2 (1)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課
	②国への積極的な政策提案の実施		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

地方分権社会や豊かさを実感できる社会の実現に向けて、本県の重点政策を着実に推進するため、国における新年度予算の検討時期（春）および予算編成の時期（秋）に合わせて、国に対する政策提案活動を実施しています。また、緊急的に課題への対応が必要な場合は、緊急要望等を実施してきたところです。

さらに、全国知事会や近畿ブロック・中部圏知事会、関西広域連合においても国への提案活動を実施しています。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

地方のことは地方で担うことができる、地方分権の実現を求めていくことを基本に、本県の実情や課題を踏まえた、具体的で説得力のある提案となるよう内容の充実を図るとともに、全国知事会等とも連携して、国に対する積極的な政策提案活動を行います。

(2) 具体的な取組内容

○国への政策提案活動の実施

- 引き続き、本県の取組や実情を踏まえ、具体的な制度の創設・改正等を求めていく政策提案活動等を春と秋に実施するとともに、必要な場合には時期を失しないよう緊急提言・要望等を行います。
- 全国知事会等の一員として、全国知事会等で実施する国への提案活動の充実を図ります。
- 提案内容の充実を図るため、現場ニーズの把握に努め、県議会での議論や市町の要望等に一層留意するとともに、東京事務所を通じて国の動向に係る情報収集に努めます。
- 効果的な提案活動を行うため、本県選出国会議員への情報提供や意見交換等を通じて課題認識を共有し、連携に努めます。

(3) 目標

- 国への政策提案の実施 年2回（春・秋）

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国への政策提案活動の実施			提案活動の実施		
	→				

取組項目	経営方針 2 (1)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課 広域連携推進室 総務部 経営企画・協働推進室
	③地方分権改革に係る情報発信		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

これまでの地方分権改革を通じて、関西広域連合の取組や、国の義務付け・枠付けの見直し、市町への権限移譲など、成果が積み重ねられてきています。

これらの成果を効果的に情報発信することが重要であることから、ソーシャルメディアなど情報の受け手に直接働きかける媒体を活用しながら、県、市町等の取組を発信するとともに、県・市町職員等の間の活発な情報交換・ネットワーク化を進める必要があります。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

県民に地方分権改革のメリットを実感してもらい、さらなる改革気運が高まるよう、これまでの改革の成果等について、県民に分かりやすく発信します。

(2) 具体的な取組内容

① 県ホームページ等への情報掲載等

国への提案である「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくりへの取組」を県ホームページにも掲載するなど、県・市町の特徴的な取組について情報発信に努めてきたところであり、今後も関西広域連合の取組や国の義務付け・枠付けの見直し、市町への権限移譲など、これまでの改革の成果等について県ホームページや、SNSへの情報掲載等を行います。

② 県・市町職員等の間の情報交換・ネットワーク化

「地域の自主性および自立性を高める改革のための市町・県推進会議」の開催等により、県・市町職員等の間の情報交換・ネットワーク化を図ります。

(3) 目標

- ・地方分権改革に係る市町との意見交換の実施 年3回以上

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 県ホームページ等への情報掲載等			継続実施		
② 県・市町職員等の間の情報交換・ネットワーク化			「市町・県推進会議」の開催等		

取組項目	経営方針 2 (2)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課広域連携推進室
	②中部圏・北陸圏との連携の推進		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

中部圏・北陸圏については、中部圏知事会や日本まんなか共和国（滋賀県、福井県、三重県、岐阜県）等を通して連携し、様々な分野で共同取組を進めていますが、日本まんなか共和国は、平成 25 年度から知事サミットの定時開催はなくなり、これまでの連携事業に止まっているなど、課題もあります。

一方、近畿圏では平成 22 年に関西広域連合が設立されましたが、中部圏・北陸圏においても一層取組を推進するため、平成 24 年 10 月に「広域連携推進の指針」を策定し、中部圏・北陸圏における連携施策の推進と重点的に取り組む分野などを取りまとめるとともに、中部圏のブランド食材の販売促進や昇龍道プロジェクト、まんなかカメラなど新たな取組も進めてきました。

平成 26 年度には、中部圏・北陸圏における広域連携推進のための戦略検討調査を実施するなど、効果的な広域連携の推進を目指しているところです。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

中部圏・北陸圏における広域的課題に対応するため、戦略検討調査やこれまでの取組の検証等を行い、両圏域における効果的な広域連携を推進します。

(2) 具体的な取組内容

【拡】「広域連携推進の指針」の改定および指針に基づく施策の推進

平成 26 年度に実施した中部圏・北陸圏における広域連携推進のための戦略検討調査や、中部圏・北陸圏におけるこれまでの取組の検証等を行い、広域行政推進会議（庁内会議）での議論も踏まえ、平成 27 年度前半までに「広域連携推進の指針」の改定を行います。

この指針に基づき、特に本県の地の利を活かせる防災、観光、交通などの分野で、市町の取組とも連携しながら、中部圏・北陸圏における効果的な広域連携を推進します。

(3) 目標

- ・「広域連携推進の指針」の改定（平成 27 年度前半）
- ・近畿、中部、北陸の各圏域の結節点という本県の地の利を十分活かすための中部圏・北陸圏における効果的な広域連携の推進

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
「広域連携推進指針」の改定および施策の推進		広域行政推進会議での課題検討・施策化			
指針素案策定	→				
指針の改定			→		
戦略検討調査			→		
日本まんなか共和国の取組の検証					
			指針に基づく施策の推進		

取組項目	経営方針2	(3)	担当部課 (室)名	総務部 市町振興課
	①市町との連携を通じた地域課題への対応			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

平成の市町村合併から10年が経過する中、本県においても人口減少局面を迎え、市町の行財政支援、地方交付税の合併算定替終了後の市町の財政支援、公共施設の老朽化対策など、県の市町への助言・支援や、県と市町や市町間の一層の連携・協力の必要性が高まっています。

また、国においては、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置するとともに、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、関係施策を総合的かつ計画的に実施することとされています。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

住民に最も近い市町と常日頃から対話を重ね、人口減少社会への対応をはじめとする地域課題とその対応策、豊かな地域の創造に向けた将来展望を共有し、市町と連携して地域の活性化を図ります。

(2) 具体的な取組内容

○市町との積極的な対話と県・市町連携による効果的な施策の展開

県と市町の職員が、県政や地域の課題について議論するため、対話システムに基づき、担当部・課をはじめ様々なレベルにおける情報交換や、現場に足を運ぶなどして常日頃から市町との連携強化に取り組むとともに、市町から提案する機会を確保することにより効果的な施策の展開を図る。

人口減少社会における様々な地域課題に創意と工夫により対応する市町を支援するとともに、県と市町の連携や広域的な取組の推進を図る。

(3) 目標

- ・小規模自治体への配慮や市町間連携による地域課題対応の支援
- ・自治振興交付金人口減少社会対応市町提案事業 平成26年度 0市町 → 毎年度19市町が実施

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市町との積極的な対話と県・市町連携による効果的な施策の展開	県・市町人口問題研究会の立ち上げ	市町と対話しながら県庁内関係部局が横つなぎにより市町の施策・事業を支援			
		市町の人口ビジョン、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定やその推進を支援			

取組項目	経営方針 2 (3)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室 総務部 税政課
	②市町との間の権限移譲や事務の共同化の推進		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

権限移譲については、平成 24 年度に取りまとめたこれまでの権限移譲における成果と課題を踏まえ、新たな権限移譲について市町と検討を行っているところです。

事務の共同化の推進については、「事務の共同化」および「二重行政の解消」を検討すべき施策・事業を調査し、税務事務の共同化、情報システムの共同利用の検討等の取組を進めています。

うち、税務事務の共同化については、平成 24 年度に県と市町で構成する滋賀県地方税務協議会においてさらなる連携や徴税体制について議論し、県税・市町税の効率的な徴収、税務職員の人材育成などの観点から、まず県税事務所現地納税課と周辺市町の徴収業務の共同化を進めることとしています。高島地域においては、平成 25 年 8 月から高島市と共同で県税と市税の徴収に取り組んでいます。

また、情報システムの共同利用については、滋賀県電子入札システムについて希望する市町・団体との共同利用を開始する等の取組を進めています。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

市町との連携により、県民サービスの向上および事務執行の効率化を図るため、引き続き県と市町との間での権限移譲および事務の共同化の推進に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

①権限移譲の推進

現在、検討を進めている新たな権限移譲については、対象とする事務、支援内容等に関して市町との間で十分に議論を行い、移譲を希望する市町への円滑な権限の移譲を進めます。

②税務事務の共同化の推進

高島市と共同で徴収業務を進めるとともに、湖東地域において早期に共同化が実施できるよう各町と協議を行い、その他の地域においても先行地域の情報を提供し各市町と意見交換を行います。

③情報システムの共同利用の推進

滋賀県電子入札システムの共同利用について、参加を希望する市町・団体との調整を続け、参加団体の増加による各団体の事務軽減、経費節減を図ります。

④事務の共同化の推進

現在取り組んでいる事務以外に共同化が可能な事務がないか、改めて検討を行います。

(3) 目標

- ・ 権限移譲または事務の共同化に係る市町との意見交換の実施 年 3 回以上
- ・ 湖東地域における徴収業務の共同化 平成 27 年度から開始

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①権限移譲の推進	市町との協議	協議の調った事務から移譲を実施			
②税務事務の共同化の推進 (高島地域)		徴収業務の共同化の継続実施			
(湖東地域)	各町との協議	徴収業務の共同化開始			
(その他の地域)		市町との意見交換			
③情報システムの共同利用の推進	6 市町・団体でシステム導入	電子入札システムの共同利用			
	他市町との調整	共同利用の拡大			
④事務の共同化の推進		市町との協議	共同化の実施		

取組項目	経営方針 3	(1)	担当部課 (室)名	総務部 人事課
	①簡素で効率的な組織・体制の整備			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

地方分権改革の進展や市町村合併による基礎自治体の行財政基盤の整備の進展などに伴い、県の役割が変化し、広域化、高度・専門化していくことを踏まえ、県の組織・機構が一層スリムで効果的な組織となるよう、本庁および地方機関の見直しを行ってきました。

また、さらなる事務の効率化のため、平成 26 年 4 月には、本庁知事部局各課の総務事務を集中処理しました。

庁内の組織運営については、平成 12 年度以降グループ制を導入し、「意思決定の迅速化」や「業務の繁閑調整」については、一定の効果があったものと考えられますが、「チェック機能の低下」や「人材育成機能の低下」など、グループ制のデメリットであると考えられていた課題がここ数年顕在化してきました。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

簡素で効率的な組織体制の整備を念頭に置きながら、新たな行政需要に的確に対応できるよう、県の役割の変化も踏まえ、必要な見直しを行うとともに、現在のグループ制を見直します。

(2) 具体的な取組内容

①本庁および地方機関の組織・機構の見直し

簡素で効率的な組織体制とすることを基本としながら、平成 27 年度から新しい基本構想に沿った取組を着実に進めるため、県政の重要課題への対応や、県民ニーズに即応した行政サービスを提供できる最適な組織体制を整備します。

②総務事務集中処理の拡大

総務事務の集中処理化の定着状況を踏まえながら、集中処理の対象所属を拡大します。

新③係制への移行

現在のグループ制を見直し、係制に移行するとともに、若手職員の係長への登用および職階構成の適正化を図るため上位ポストの縮減について検討します。

(3) 目標

簡素で効率的な組織体制であるとともに、県政の重要課題への対応や県民ニーズに即応した行政サービスを提供できる最適な組織体制となるよう、毎年度、継続的な見直しを実施

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①本庁および地方機関の組織・機構の見直し			検討・実施	→	
②総務事務集中処理の拡大			検討・実施	→	
③係制への移行 (本庁) (地方機関)	見直しを検討	実施	→		
		見直しを検討	実施	→	

取組項目	経営方針3	(1)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課 総務部 経営企画・協働推進室
	②横つなぎの総合行政のさらなる推進			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

翌年度に向けた施策構築において、基本構想に掲げる7つの重点政策ごとに関係部局が連携して検討を行い、真に必要な性の高い施策・事業への重点化を行うとともに、類似事業の重複の排除に努めています。また、基本構想の推進に係る実施計画の策定・見直しにおいても、同様に関係部局が連携して検討を行っています。

県政経営会議を開催し、県政の基本的な方針、重要施策その他の重要事項について論議、協議、連絡調整等を図っています。

平成26年度に「地域調整監」を設置し、その下で「連絡調整会議」を定期的開催することにより、関係地方機関等相互の連絡調整・情報共有等を迅速に行い、協力して管内の事務的確な推進を図っています。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

地域や県民の暮らしの中にある課題に対して的確に対応していくために、政策の立案、推進機能の一層の充実を図り、部局横断による横つなぎの総合行政をさらに推進します。

そのため、施策の構築段階から予算編成、目標設定、事業実施、成果の検証に至るあらゆる場面で、部局の枠組にとらわれない業務遂行を実施するとともに、より効果的な手法を検討し、必要に応じ見直します。

また、全庁や複数部局にまたがる課題や政策等に関して、関係する職員が集い、自由かつ柔軟な発想で、気軽に議論できる専用スペースを設置します。

(2) 具体的な取組内容

- ①「滋賀県基本構想」による部局横断的な政策の推進
- 翌年度に向けた施策構築において、基本構想に掲げる7つの重点政策ごとに、最も関わりの深い部局の長を総括者に充て、関係部局が連携して施策の検討を行うとともに、知事・副知事と関係部局長が一堂に会する政策課題協議を実施し、具体的施策の方向性について協議を行います。
- 基本構想の推進に係る実施計画の策定・見直しにおいても、同様に関係部局が連携して検討を行います。
- ②県政経営会議における協議等
- 各部局のトップをメンバーとする県政経営会議において、活発な議論や相互の連絡調整を図り、組織力の最大化を図りながら横つなぎの総合行政を推進します。
- 新**③(仮称)クリエイティブルームの設置
- 全庁や複数部局にまたがる課題等について、横断的に議論するための(仮称)クリエイティブルームを設置し、庁内議論の活性化を図ることにより、部局間の横つなぎの一層の推進、職員の施策立案やプレゼンテーション能力の向上を図ります。

(3) 目標

- ・これまでに構築した横つなぎの総合行政の推進とさらなる強化

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①「滋賀県基本構想」による部局横断的な政策の推進	目標管理・施策構築等の実施、より効果的な手法の検討				
②県政経営会議における協議等	県政経営会議を通して県政経営の観点から各部局相互連携				
③(仮称)クリエイティブルームの設置	運用方法の検討 設置準備等	運用(利用状況を踏まえて、段階的に運用拡大)			

取組項目	経営方針 3 (1)	担当部課 (室)名	総務部 人事課 総務部 経営企画・協働推進室
	③県庁力最大化や職員の意識改革に向けた取組の推進		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

これまで、職員の意識改革に向けた取組として、部局および所属単位で年間目標を設定し、業務管理を行う「組織目標」を実施してきたほか、特別な事業予算を伴うことなく、職員一人ひとりが知恵を出し汗をかくことによって県民サービスの拡大や様々な行政課題の解決を目指す「知恵だし汗かきプロジェクト」や「職員提案」等を実施してきました。

限られた人員や財源のもと、質の高い県民サービスを提供するためには、県職員一人ひとりの意欲や能力の向上を図り、県庁力をこれまで以上に発揮できる環境を整える必要があります。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

職員の意識改革を図り、今後の県政のあり方や日頃の業務について、県民目線で考えることができる職員を育成します。また、各職員が組織目標を共有することにより、仕事の質をより一層向上させるとともに、「実施」だけでなく「結果」を重視した意識を持ち、県庁力の最大化を目指します。

(2) 具体的な取組内容

①組織目標の実施

基本構想や行政経営方針の進捗状況等を踏まえた「組織目標」を部局および所属単位で設定し、組織の構成員が共有します。あわせてPDCAサイクルによる業務管理を行うことで県庁力の最大化や職員の意識改革を図るとともに、課題解決に向けた集中的な取組を推進し、取組結果を公表します。

②職員提案の実施

長期的な視点に立って県民ニーズを予測し、将来の滋賀県のあるべき姿を念頭に、職員からの施策提案を実施することにより、組織内の幅広い知の活用を図るとともに、職員の政策形成能力の向上を図ります。

新③キラリひらめき改善運動の実施

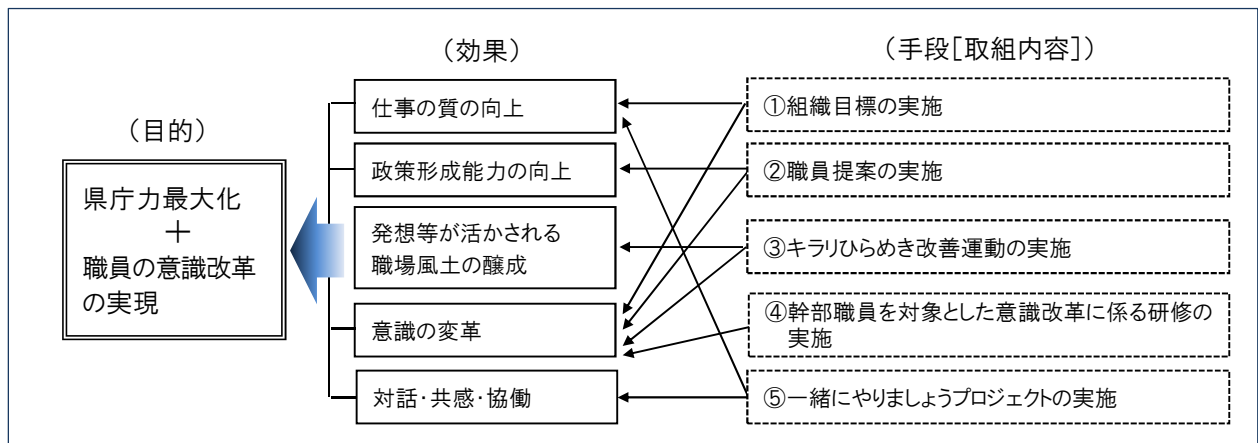
斬新で自由な発想等が活かされる職場風土を醸成するとともに、職員の目的意識を育て、柔軟な発想等を引き出し、さらにはその発想等を職員全体で共有化して業務改善につなげていくことを目的とした「キラリひらめき改善運動」に取り組みます。

新④幹部職員を対象とした意識改革に係る研修の実施

組織の中核的役割を担う幹部職員を対象に民間の経営感覚や組織マネジメントをテーマとした研修を実施し、意識改革を図ることにより、県職員全体の意識改革につなげます。

新⑤一緒にやりましょうプロジェクトの実施

特別な事業予算を伴うことなく政策課題の解決や県民サービス向上を図るため、職員一人ひとりの創意工夫や県民等との対話・共感・協働の実践等を行う事業として「一緒にやりましょうプロジェクト」を実施します。



(3) 目標

- ・「職員提案」提案件数
平成 26 年度 25 件 → 毎年度 50 件以上
- ・「キラリひらめき改善運動」提案件数（平成 27 年度より実施）
毎年度 職員 1 人 1 件（計 4,000 件）
- ・「一緒にやりましょうプロジェクト」実施件数
平成 26 年度 103 件 → 毎年度 150 件以上

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①組織目標の実施			継続実施		
②職員提案の実施			継続実施		
③キラリひらめき改善運動の実施			キラリひらめき改善運動の実施		
④幹部職員を対象とした意識改革に係る研修の実施			幹部職員を対象とした意識改革に係る研修の実施		
⑤一緒にやりましょうプロジェクトの実施			一緒にやりましょうプロジェクトの実施		

取組項目	経営方針 3 (1)	担当部課 (室)名	総務部 人事課 総務部 政策研修センター
	④職員の意欲と能力を高めるための人材育成の推進		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

人材育成のマスタープランである「人材育成基本方針」に掲げた「滋賀への熱い思いと改革精神にあふれた自律型人材」という目指す職員像の実現に向けて、自己啓発、職場研修および職場外研修という能力開発のための3つの柱と人事制度を総合的に組み合わせた人材育成の取組を進めてきたところです。また、自律型人材育成制度については、平成26年度から全職員を対象に取り組んでいます。

引き続き、地方分権の進展に伴う高度・専門的な能力の養成やスリムな体制下における効率的な事務処理能力の養成等に的確に対応していく必要があります。さらに、係制への移行や人事評価制度についても、適切に対応していく必要があります。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

自己啓発、職場研修、職場外研修および人事制度を人材育成の基本としながら、「人材育成基本方針」および研修のあり方について見直しを行い、これに基づく取組を進めます。

(2) 具体的な取組内容

「人材育成基本方針」および研修のあり方について見直しを行い、これに基づき、職員の能力向上等へ向けた取組を推進します。

新①新方針に沿った研修計画の策定および研修プログラムの実施

新たな「人材育成基本方針」の考え方を踏まえ、重点的に推進する能力開発を研修計画で具体的に位置づけ、研修プログラムを充実させることにより、効果的な実施を図ります。

新②係制移行や人事評価制度への対応

係制への移行を機に効果的に人材育成が行われるよう各職場への支援を行うとともに、地方公務員法の改正に伴い、平成28年度から導入が義務付けられている人事評価制度における評価者研修などにより、制度の円滑な実施に向けた取組を推進します。

(3) 目標

- ・人材育成の取組により、職員の意欲と能力の向上を図ることによる県民サービスの向上

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①新方針に沿った研修計画の策定および研修プログラムの実施		人材育成基本方針および研修のあり方の見直し 新方針に沿った研修計画の策定	新方針および計画に基づく取組の実施		
②係制移行や人事評価制度への対応		取組の実施			

取組項目	経営方針 3	(1)	担当部課 (室)名	総務部 人事課
	⑤女性や若手職員の活躍推進			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

県民サービスの一層の向上を図るには、多様な視点を施策構築に活かすことが重要であり、意思決定に関わる管理職への女性職員の登用の推進や中長期的な視点に立った育成に向けた取組を行うため、平成 26 年度に「女性職員の活躍推進のための取組方針」を策定しました。
また、グループ制による組織運営の制度導入から 10 年以上が経過しましたが、グループ制導入に伴い職員がマネジメントの経験を積む時期の遅れが課題となっています。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

「女性職員の活躍推進のための取組方針」に基づき、女性職員の登を一層進めるとともに、中長期的な視点に立った育成および支援を行い、併せて必要な環境づくりの取組を推進します。
若手職員も一層活躍できるよう、係制移行に伴い係長への登用をはじめ若手職員の積極的な登用に努めるとともに、人事制度についても必要な見直しを行います。

(2) 具体的な取組内容

新①女性職員の活躍推進

「女性職員の活躍推進のための取組方針」に基づき、女性職員の積極的な登用を引き続き行うとともに、中長期の視点に立って、幅広い業務経験を通じた人材育成に努めます。また、研修等により多様な知識の習得やマネジメント能力の養成など、キャリアアップを支援します。

さらに、働き方の改善に向けた取組や職員に対する研修、啓発などを通じて、女性職員が活躍できる職場づくりを推進します。

新②若手職員の登用

グループ制から係制への移行に伴い、若手職員の係長への登用をはじめ、早期に「長」としてのマネジメントの経験を積むことができるよう積極的な登用に努めます。また、職制の見直しについても検討します。

(3) 目標

- ・ 課長補佐級以上の管理職に占める女性職員の割合（教員、警察官を除く）
→ 平成 30 年度までに 10%以上
- ・ 係長に占める女性職員の割合（教員、警察官を除く）
→ 平成 30 年度までに 15%以上

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①女性職員の活躍推進	女性職員の活躍推進のための取組方針の策定	方針に基づく各種取組の実施			
②若手職員の係長への登用	人事制度見直しの検討		実施	若手登用の段階的实施	

取組項目	経営方針 3 (1)	担当部課 (室)名	総務部 人事課
	⑥人事評価制度の構築		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

平成 17 年度から「自律型人材育成制度」を実施し、職員の職務遂行時の目標達成度と能力発揮度を把握・評価し、人材育成や組織の活性化による公務能率の向上に活用しているところです。

平成 26 年 5 月に地方公務員法が改正され、組織全体の士気高揚を促し公務能率の向上を図るため、人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることが義務付けられました。(法の施行は平成 28 年 4 月の予定)

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

自律型人材育成制度については、平成 26 年度から評価対象者を全職階に拡大したところですが、当制度が定着するよう取組を進めます。

人事評価の結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするため、地方公務員法改正の施行時期を踏まえ制度構築を行います。

(2) 具体的な取組内容

①自律型人材育成制度の推進

全職員が、自ら設定した目標の達成に向けて自律的に取り組むよう自律型人材育成制度の定着を図ります。

新②人事評価制度の制度設計

自律型人材育成制度との整合を図りつつ、評価項目や処遇反映手法の検討等、国や他の自治体の例を参考に制度設計を行い、法の施行と合わせ、評価結果の処遇への反映を行います。

(3) 目標

- ・改正地方公務員法の施行にあわせた円滑な人事評価の実施

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①自律型人材育成制度の推進	自律型人材育成制度を全職階に拡大	(人事評価制度へ移行)			
②人事評価制度の制度設計	制度設計	試行	実施		

取組項目	経営方針 3	(1)	担当部課 (室)名	総務部 人事課
	⑦コンプライアンスの徹底			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

平成 23 年 4 月、滋賀県コンプライアンス委員会を設置するなど体制の整備を行い、法令遵守に係る指針の策定、情報の共有、研修の実施に加えて、不祥事が発生した場合には再発防止策について検討するなど、職員の法令遵守意識の徹底を図るとともに不祥事の発生により県政に対する信頼が失われることのないよう、全庁的な取組を行ってきました。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

不祥事の再発防止は言うまでもなく、各職員がその時々求められる県民のニーズに適切に応え、県政の目標達成のために具体的な行動をすることが重要です。このため、これまでの取組の定着を図り、さらなるコンプライアンスの周知徹底や不祥事の再発防止に向けて不断の取組を行います。

(2) 具体的な取組内容

①コンプライアンス委員会の開催

法令遵守に係る推進方策や不祥事の再発防止策の検討、情報共有を行います。

②全庁的な研修の取組

各職場におけるコンプライアンス推進の中核となる所属長やコンプライアンス推進員を対象とした研修を実施します。

また、各職場で職員全員を対象としたコンプライアンス研修（統一テーマ研修）ならびに政策研修センターで階層別研修（各職階への昇任者を対象とした研修）を実施します。

③職員への意識啓発

総合事務支援端末ログオン・ログオフ時の表示画面を活用した意識啓発や四半期ごとに「滋賀県職員コンプライアンス指針チェックシート」による自己チェックを行います。

(3) 目標

- ・ 職員のコンプライアンス意識を徹底し、不祥事の再発防止に向けた取組の実施

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①コンプライアンス委員会の開催			継続実施		
②全庁的な研修の取組			継続実施		
③職員への意識啓発			継続実施		

取組項目	経営方針 3 (1)	担当部課 (室)名	総務部 人事課 総務部 総務事務・厚生課
	⑧職員の心身の健康管理の推進		
1. 現状、課題、これまでの取組状況			
<p>県民サービスの担い手として質の高い行政サービスを的確かつ効率的に提供していくためには、職員が心身ともに健康であることが大切です。そのためには、職員一人ひとりが、仕事だけではなく、子育て・介護の時間や、地域、自己啓発等に係る個人の時間をしっかりともちワーク・ライフ・バランスを実践するとともに、職員に対して、総合的な視点から健康管理対策を実施することが重要です。</p> <p>県では、これまでから、「滋賀県特定事業主行動計画」に基づき、仕事と家庭の両立ができ、ワーク・ライフ・バランスが実現できる職場環境づくりを推進してきたところです。また、職員一人ひとりが生涯を通じて心身の健康を確保し、いきがいのある充実した生活を送れるよう様々な支援策を講じていくための基本計画として「滋賀県職員ライフプラン推進計画」を策定し、職員の「健康づくり」に取り組んできました。</p>			
2. 計画期間中における取組			
(1) 基本的な考え方			
<p>平成 27 年度から平成 30 年度までを計画期間とする「滋賀県特定事業主行動計画」に基づき、ワーク・ライフ・バランスが実現できる職場環境づくりに取り組みます。</p> <p>また、平成 26 年度から平成 30 年度までを計画期間とする「滋賀県職員ライフプラン推進計画－第 5 次－」の計画推進の柱の 1 つである「健康づくり」計画に基づき、事業を実施していきます。ライフプラン推進計画は、毎年度事業の評価を行いつつ、職員を取り巻く環境の変化にも対応しながら年度計画を策定し、推進していきます。</p>			
(2) 具体的な取組内容			
①年次有給休暇の取得促進			
<p>管理監督職員による率先取得や朝礼・終礼等による職場内での情報共有で休暇を取得しやすい雰囲気醸成しつつ、夏季の計画的取得やゴールデンウィーク等の取得促進期間における 2 日以上の取得を呼びかけます。</p>			
②定時退庁日における定時退庁の徹底			
<p>定時退庁日の呼びかけ（全庁放送、庁内 LAN への掲示）、管理職による執務室の施錠や定時退庁実施率の公表などを行い、定時退庁の徹底を図ります。</p>			
③男性職員の育児参加促進			
<p>知事からのメッセージ（子が生まれた職員と所属長へ直接メール）発信や「お父さんの子育てプラン」の作成・提出とそれに基づくイクボス面談（所属長面談）の実施で、男性職員に育児休業取得を促します。また、育児休業取得者の仕事を担うなど取得をサポートした周囲の職員のモチベーションを上げるために所属に対する表彰制度を創設します。</p>			
④生活習慣病予防の推進			
<p>生活習慣病の発症を防ぐため、効果的な特定保健指導を行います。また、メタボリックシンドローム該当者の減少を図るため、生活習慣改善のためのイベントを実施します。</p>			
⑤メンタルヘルス対策の推進			
<p>セルフケアの一環として、ストレスチェックを実施するとともに、職員自身のストレスや職場の理解を深めるための研修を実施します。また、産業保健スタッフによる相談機能を充実し、メンタル不調者の早期対応に取り組めます。</p>			

(3) 目標

- ・年次有給休暇の職員一人あたりの年間平均取得日数
平成 25 年 10.7 日 → 平成 30 年 14 日
- ・定時退庁実施率
平成 25 年度 83.4% → 平成 30 年度 95%
- ・男性職員の育児休業取得率
平成 25 年度 8.1% → 平成 30 年度 13%
- ・メタボリックシンドローム該当者割合
平成 26 年度（速報値） 11.4% → 平成 30 年度 10.0%
- ・メンタル不調による新規長期療養者数
平成 26 年度(12 月末) 19 人 → 平成 30 年度 15 人

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取 組 内 容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①年次有給休暇の取得促進			実施		
②定時退庁日における定時退庁の徹底			実施		
③男性職員の育児参加促進			所属に対する「知事表彰」 イクボス面談（所属長面談）		
④生活習慣病予防の推進			実施		
⑤メンタルヘルス対策の推進			実施		
			相談時間の延長		
			ストレスチェック対象者の拡大および内容の見直し		
		ストレスチェックの法制化			

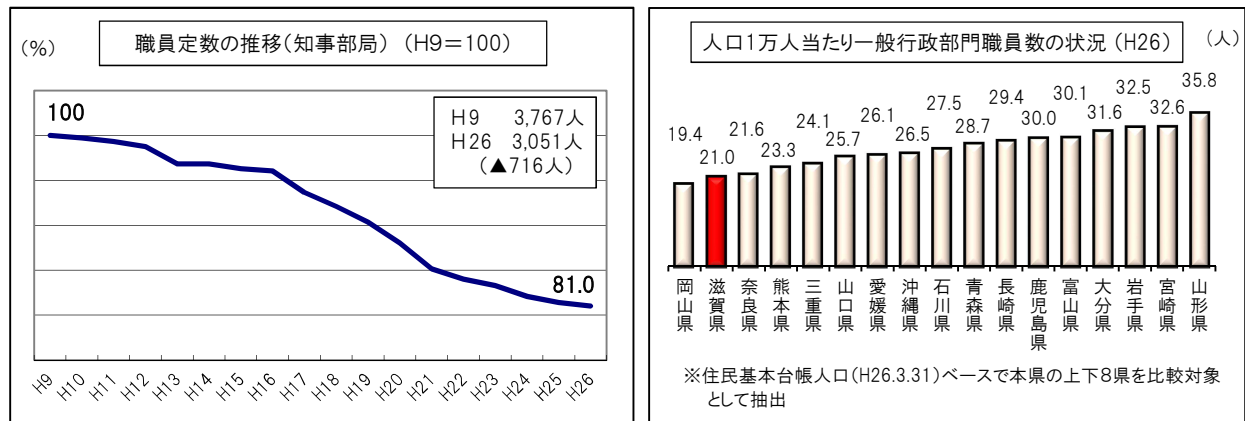
取組項目	経営方針 3 (1)	担当部課 (室)名	総務部 人事課
	⑨適正な定員管理・給与管理		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

県全体の職員定数については、法令定数（教職員・警察官）が約8割を占め、県の裁量により削減できる余地は限られていますが、これまでの数次にわたる行政改革の取組により、知事部局の職員定数は、ピークであった平成9年度の3,767人に比べ、平成26年度は3,051人と、716人（約20%）削減したところです。

この結果、平成26年度の人口1万人当たりの職員数（一般行政部門）は人口類似の17県中で2番目に少なくなっており、他の都道府県と比べてもスリムな体制になっています。

職員の給与については、これまでから人事委員会勧告を基本に、地方公務員制度や社会情勢の変化を踏まえて、特殊勤務手当などについて必要な見直しを行ってきました。



2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

事務事業の見直しや業務の効率化を徹底し、引き続き、業務とのバランスを考慮した適正な定員管理を行います。

また、人事委員会勧告を基本に、地方公務員制度改革や国家公務員の給与水準を踏まえて、必要な見直しを行い、適正な給与管理を行います。

(2) 具体的な取組内容

① 適正な定員管理

今後、県基本構想を実現するための各種取組など、増員が見込まれる要素もありますが、事務事業の見直しや業務の効率化の徹底による減員と併せて検討することにより、適正な定員管理に取り組みます。

② 適正な給与管理

級別の職員構成について、職務給の原則にのっとり職務実態に応じた管理に努めることにより、適正な給与管理を行います。

(3) 目標

- ・ 事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底することによる適正な定員管理（毎年度）
- ・ 級別の職員構成を一層厳格に管理するための昇格基準の見直し、適正な給与管理

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①適正な定員管理			検討・実施		
②適正な給与管理	昇格基準の見直し検討			新基準運用	

取組項目	経営方針 3 (2)	担当部課 (室)名	総合政策部 情報政策課
	① ICTの活用による業務の効率化		

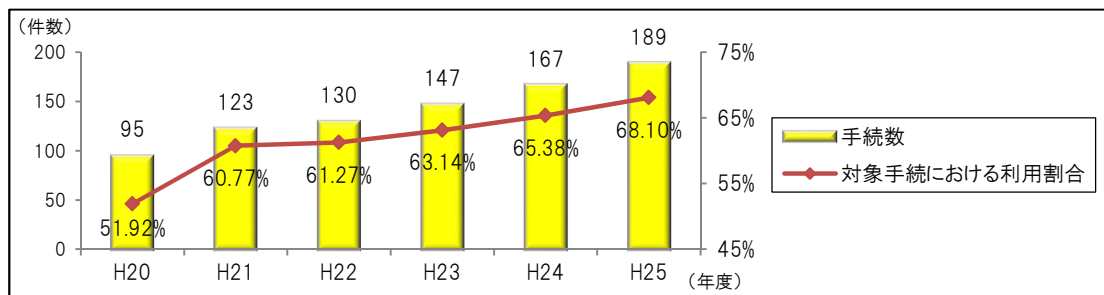
1. 現状、課題、これまでの取組状況

職員1人1台の共通事務端末や全庁を結ぶ「びわ湖情報ハイウェイ」など、行政事務の電子化の土台となる共通情報基盤を構築し、これらの情報基盤やインターネット等を用いた、行政サービスの向上や業務の効率化を進めてきました。

また、副知事をCIO（最高情報責任者）とする全庁的なITガバナンス体制のもと、最新ICTを活用した情報システムの整備を推進するとともに、各システムの構想・予算化段階の検討内容や導入後の運用状況等を把握し、情報施策に対する投資と事業実施の最適化に取り組んできました。

さらに「行政手続インターネット利用条例」に基づき、各種業務においてオンライン手続の実施を進めるとともに、様々な事業でオンライン手続を随時・柔軟に実施できる「しがネット受付サービス」の整備などにより、オンラインサービスの利用拡大に努めてきました。

(オンラインサービス実施状況)



今後、電子化による県民の利便性向上と業務の効率化を一層進めていくためには、モバイル情報機器（スマートフォン、タブレット端末など）やソーシャルメディア（SNS、動画配信など）など、新たなICTの動向に注目していく必要があります。

また、社会保障・税番号制度に基づく個人番号（マイナンバー）の導入に伴い、国や地方自治体等の間で個人情報の電子的な照会・提供の仕組みが導入されるほか、各自治体でもマイナンバーを独自に利用した事務処理が可能になることから、有効な活用方策の検討を進める必要があります。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

ICTに関わる新たな技術やサービスを積極的に活用することにより、行政サービスの充実や県民の利便性向上を図ります。また、業務の効率化とコストの削減に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

①行政サービスの電子化の促進

電子化を見据えた業務の見直し・変更を進めるとともに、共通情報基盤の整備・強化を進めます。

ICTの新たな技術やサービスを検証し、効果が期待できるものは順次導入します。また、セキュリティ面等の課題を踏まえ、必要な対策を講じます。

県民の利便性や行政サービスの向上に繋がるマイナンバーの独自利用を検討します。

②情報システムの改革

業務のシステム化および既存システムの更新では、導入・運用管理に係る業務の省力化とコストの削減を目的とした、既存のパッケージソフトや民間クラウドサービス、共通情報基盤の利用促進を図ります。

③システム評価に重点を置いたPDCAサイクルの再構築




システムの導入や改修に対する投資判断に繋がる、効果の測定ならびに評価に取り組めます。

システムの利用継続に対する投資判断に繋がる、システムの必要性や運用状況の妥当性の検証ならびに評価に取り組めます。

(3) 目標

- ・情報システム評価制度に基づく全システムの評価および結果の公表（平成30年度までに達成）
- ・ASP、クラウドサービスの利用率* 10%
※平成27～30年度に実施されるシステム新規開発・再構築におけるASP、クラウドサービスの利用割合

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①行政サービスの電子化の促進		ICT新技術・サービスの検証～導入 ※Web会議システム、リモート接続環境 等			
					
②情報システムの改革		クラウドサービス等の積極的な活用			
					
③システム評価に重点を置いたPDCAサイクルの再構築	システム情報資産の把握・整理	効果測定、評価の試行	PDCAサイクルの見直し・再構築		
					

取組項目	経営方針 3 (2)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課 総務部 経営企画・協働推進室 総務部 総務事務・厚生課
	②民間活力活用の推進		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

民間のノウハウや技術を活用し、最小の経費で最大の効果を上げるため、アウトソーシング、PPP/PFI、指定管理者制度等による民間活力活用の推進を図ってきました。

アウトソーシングについては、コストの縮減等の効果が見込まれることから、既に窓口業務や文書収発業務、守衛業務等で導入してきたところですが、さらなる導入拡大にあたっては、メリット、デメリットを総合的に勘案しながら、導入可能な事務がないか検証する必要があります。

PPP/PFIについては、情報収集を行うとともに、平成26年3月に滋賀銀行と締結した「地域密着連携協定書」に基づき、公共施設の更新・再配置等の官民連携手法について協働研究を行っています。

指定管理者制度については、公の施設の管理運営に民間のノウハウを活用することなどにより施設の機能の向上と経費の節減を図るため、本県では平成18年度から制度を導入しています。これまで、順次制度導入施設を拡大してきたほか、導入施設においては公募による指定を行う施設を拡大してきました。課題としては、制度の導入から9年が経過し、特に経費節減の面で効果が出る中で、指定管理者制度の趣旨に沿った経営努力に対応する適切なインセンティブや県との役割分担等を検討する必要があります。また、公の施設の老朽化対策にも取り組む必要が生じています。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

民間が持つノウハウや技術を活用し、コスト縮減、一時期に集中する行政需要への対応、地元企業活性化等の効果を上げるため、民間活力活用の推進を図ります。

(2) 具体的な取組内容

- ①アウトソーシングの導入拡大の検討
各年度の予算編成や執行体制の検討を行う際、他自治体における取組等を参考に、本県で導入可能な事例を洗い出して、導入拡大に向けた検討を行います。
- ②PPP/PFIに関する情報収集・研究の実施
企業と締結した「地域密着連携協定書」に基づく協働研究を継続的に実施するとともに、庁内でPPP/PFIに関する情報共有を図ります。
- ③指定管理者制度の見直し
指定管理者への適切なインセンティブのあり方や、施設の老朽化対策に関する県との役割分担等について、制度の見直しを行います。併せて、指定管理者制度の導入施設および公募対象施設の拡大に向けて、引き続き検討を行います。

(3) 目標

- ・総務事務の集中処理に係るアウトソーシングの導入の検討 平成29年度中に方針を決定
- ・指定管理者制度の見直し 平成27年度上半期に実施

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①アウトソーシングの導入拡大の検討 (総務事務)		導入の検討・実施			
	総務事務集中処理の開始	アウトソーシング導入の検討		方針決定	
②PPP/PFIに関する情報収集・研究の実施	継続実施				
③指定管理者制度の見直し	検討	制度の運用			

取組項目	経営方針 3 (2)	担当部課 (室)名	総合政策部 情報政策課 総務部 人事課 総務部 経営企画・協働推進室
	③作業等の省力化、仕事の進め方の改善、 時間外勤務の縮減		
1. 現状、課題、これまでの取組状況			
<p>業務の効率化や仕事の省力化を推進するため、「しごと効率化のためのヒント」や業務効率化に資する事例等を紹介する「しごと効率化のススメ」、各所属が作成・保有する業務マニュアル等の相互活用を目的とした「業務マニュアル一覧表」や庶務事務の処理のポイント等をまとめた「庶務事務の手引」の作成などに取り組んできました。</p> <p>また、定時退庁や朝礼・終礼、勤務時間の割り振り変更等の時間外勤務縮減の取組を実施しました。</p> <p>さらに、会議に係る旅費節減および移動時間削減、日程調整の円滑化を目的として共通事務端末等を用いて遠隔地間で会議等が行える「Web会議システム」を平成26年11月から導入しました。</p> <p>今後、公務能率向上や職員の健康管理等の観点から時間外勤務の縮減に向けた一層の取組が必要となっています。</p>			
2. 計画期間中における取組			
(1) 基本的な考え方			
<p>事務・作業等については、実施方法や継続の必要性等について検討を行い、見直しや省力化を図ることにより、業務の縮減を図り、特に全庁にまたがる事務・作業については、効率的な実施方法や受け手側の負担軽減等を十分検討した上で、実施することを徹底します。</p> <p>また、朝礼・終礼の実施による時間管理や、地方機関とのオンラインによるWeb会議の運用、定型業務に係るマニュアルの共有等、仕事全般に係る効率化を推進します。</p> <p>こうした取組等により、時間外勤務の縮減を図ります。</p>			
(2) 具体的な取組内容			
①業務効率化に係る啓発			
事務・作業等の実施に当たっては、必要性や実施方法の省力化等を十分検討することを徹底するなど、業務効率化に取り組めます。			
新②業務効率化に資する職員研修の実施			
タイムマネジメントや資料作成技術など業務効率化に資する職員研修を実施します。			
③定型業務の処理手順の標準化			
「業務マニュアル一覧表」や「庶務事務の手引」について随時更新を行うなど、定型業務の処理手順の標準化に取り組めます。			
④Web会議システムの運用			
システム利用を促進し、会議に係る移動時間の削減等に努めるとともに、必要に応じてシステム機能の拡充を検討します。			
⑤定時退庁および朝礼・終礼、勤務時間の割り振り変更等の実施			
計画的・効率的な業務遂行に役立つ定時退庁や、業務管理や時間外勤務の必要性の確認に役立つ朝礼・終礼の徹底、勤務時間の割り振り変更などの取組を実施します。			
(3) 目標			
<ul style="list-style-type: none"> 職員1人あたり時間外勤務時間数（知事部局）（災害対策業務等を除く） 平成25年度 15.3時間/月 → 毎年度 14時間未満/月 Web会議システム利用回数（平成26年度導入） 平成30年度 年間128回以上 			

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①業務効率化に係る啓発			継続実施		
②業務効率化に資する職員研修の実施			職員研修の実施		
③定型業務の処理手順の標準化		「業務マニュアル一覧表」等の周知、必要に応じて更新			
④Web会議システムの運用	調達・導入、運用	利用頻度や要望に応じて同時接続可能数の拡充等を検討			
⑤定時退庁および朝礼・終礼、勤務時間の割り振り変更等の実施			継続実施		

取組項目	経営方針 3 (2)	④行政の危機管理の徹底、事務処理誤り等の防止に向けた取組の推進	担当部課 (室)名	知事直轄組織 防災危機管理局 総合政策部 情報政策課 総務部 経営企画・協働推進室
1. 現状、課題、これまでの取組状況				
<p>大規模な自然災害の発生やシステム障害等の情報セキュリティに関する事案、さらには、各行政分野における様々な危機事案に適切かつ迅速に対応できるよう、次のような取組を進めています。</p> <p>(1)大規模地震への対応</p> <p>大規模地震の発生時に県民の生命・財産等を守り、社会・経済に生じるおそれのある支障を緩和・解消するため、制約された環境の中で様々な業務を遂行する必要があります。</p> <p>そのため、災害時に優先される業務の実施に関する基本的な考え方および必要な体制整備について定めた滋賀県業務継続計画（震災編）を平成 23 年度に策定しました。</p> <p>また、滋賀県業務継続計画（震災編）に基づき、部局版業務継続計画（震災編）を平成 24 年度に策定、平成 26 年度には地方機関版業務継続計画（震災編）を策定予定です。</p> <p>(2)ICTに関するリスク管理</p> <p>ICTの積極的な導入により、行政サービスの向上、利便性および効率性の向上等を図る一方で、ICTの利用により拡大するリスクに対して、次のような取組を実施してきました。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(想定されるリスク)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害による情報通信ネットワークの遮断およびシステムの停止 ・大規模災害およびパンデミック等発生時に職員が登庁できないことによる業務の停止 ・コンピュータウイルス、外部からの侵入・攻撃、職員の誤操作等による情報漏えい、情報消失およびシステム停止 </div> <p>(これまでの主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・びわ湖情報ハイウェイの構築および運用 ・コンピュータウイルス対策の実施 ・データセンターの利用 ・メール利用による誤送信、情報漏えいリスクに対する対策の実施 ・職員認証基盤、ファイルサーバの導入 ・リモート接続環境の整備（大規模災害時等登庁できない職員が自宅等のパソコンから庁内システムに接続できる環境を整備し、平成 26 年度から試験運用を開始） ・情報セキュリティポリシーの制定と内部監査の実施 <p>(3)その他のリスクへの対応</p> <p>それぞれの行政事務に関して起こりうる危機事案をあらかじめ想定した上で、未然防止や発生後の迅速な対応を図るため、研修会の開催、対応策の検討、マニュアルの整備等の取組を各所属で実施しています。</p>				
2. 計画期間中における取組				
(1) 基本的な考え方				
<p>大規模地震の発生時にも県として遂行すべき業務を的確に実施するため、業務継続計画の実効性の確保・向上等に努め、危機管理の徹底を図るほか、情報通信ネットワークおよび情報システムの耐災害性の強化、情報漏えいリスクに対する人的および技術的対策の強化を図ります。</p> <p>また、その他の行政分野においても、未然防止や発生時の迅速な対応を図る観点から、それぞれの業務の特性に応じた危機管理を徹底します。</p> <p>さらに、事務処理誤りや不適正な業務処理等の防止に向けて、各所属におけるチェック体制の強化等を図ります。</p>				
(2) 具体的な取組内容				
<p>①各業務継続計画（震災編）の更新</p> <p>防災基本計画、地震被害想定、各所属の体制等の変更に伴い、適時に各業務継続計画（震災編）を更新し、業務の継続性を確保します。</p>				

②各業務継続計画（震災編）の職員への周知および同計画に基づく訓練の実施

各所属で実施する職場研修などを通じて、業務継続計画（震災編）を職員へ周知することで、職員の理解を深め、業務の継続性の向上に努めます。また、災害時に優先される業務を的確に実施するため各所属で訓練を実施し、能力向上に努めます。

③びわ湖情報ハイウェイの耐災害性の向上

びわ湖情報ハイウェイの通信拠点として「サブセンター」を新たに整備し、インターネット接続点を分散させることで、大規模災害時における外部との通信の確保を図ります。

また、現在のびわ湖情報ハイウェイは平成 30 年度に更新時期を迎えることから、危機管理のための新しい技術やサービス等の調査・研究を行い、ネットワークの再構築を図ります。

新④リモート接続環境の整備

庁外（自宅その他遠隔地）から庁内システムの利用が可能となるリモート接続環境を整備し、大規模災害およびパンデミックの発生により登庁できない場合でも、必要な業務の執行および情報システムの保守が可能ないようにします。

⑤大容量ファイル転送システムの整備

メールシステムでは送れない大容量のファイルを安全に外部へ送信できるシステムを整備し、情報の誤送信および情報漏えい等の防止を図ります。

⑥各行政分野におけるリスク管理

各行政分野において、起こりうる危機事案をあらかじめ想定し、未然防止ならびに発生時の被害の最小化、迅速な対応を図る観点から、各種の取組を推進します。

⑦事務処理誤り等の防止に向けた取組の推進

事務処理誤りや不適正な業務処理等の防止に向けて、各所属において、対応マニュアルの整備やチェック体制の強化等を図るとともに、万一、発生した場合は、原因や対応策について全庁的に情報共有を図り、再発防止に努めます。

(3) 目標

・各業務継続計画（震災編）の更新	随時	
・各業務継続計画（震災編）の職員への周知	全職員への周知	
・各業務継続計画（震災編）に基づく訓練の継続実施	随時	
・びわ湖情報ハイウェイの障害による業務への重大影響の発生件数		0 件
・職員認証基盤、ファイルサーバ、県ホームページ等重要システムの障害による業務への重大影響の発生件数		0 件
・ウィルス感染、外部からの攻撃・侵入、誤操作等に起因する情報セキュリティ事故または事件（情報漏えい、情報消失、情報改ざん、システム停止等）の発生件数		0 件

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①各業務継続計画（震災編）の更新					
②同計画の職員への周知および訓練の実施			継続実施		
③びわ湖情報ハイウェイの耐災害性の向上					
・サブセンター設置	県内遠隔地にサブセンター設置、緊急時対応手順作成		緊急時対応手順の確認・改善		

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
・びわ湖情報ハイウェイ再構築 (次期ネットワークの構築)				再構築仕様等検討	再構築契約締結、再構築着手
④リモート接続環境の整備	リモート接続環境の整備、試行運用開始	本格運用開始、新たな利用場面調査、利用拡大検討		運用継続	
⑤大容量ファイル転送システムの整備	システム整備、運用開始		運用継続		
⑥各行政分野におけるリスク管理	未然防止、発生時の被害の最小化・迅速な対応を図るための取組の推進				
⑦事務処理誤り等の防止に向けた取組の推進	対応マニュアルの整備、チェック体制の強化、発生時の情報共有等				

取組項目	経営方針 3 (2)	担当部課 (室)名	土木交通部 監理課
	⑤入札および契約に関する制度の適正化 (公共工事)		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

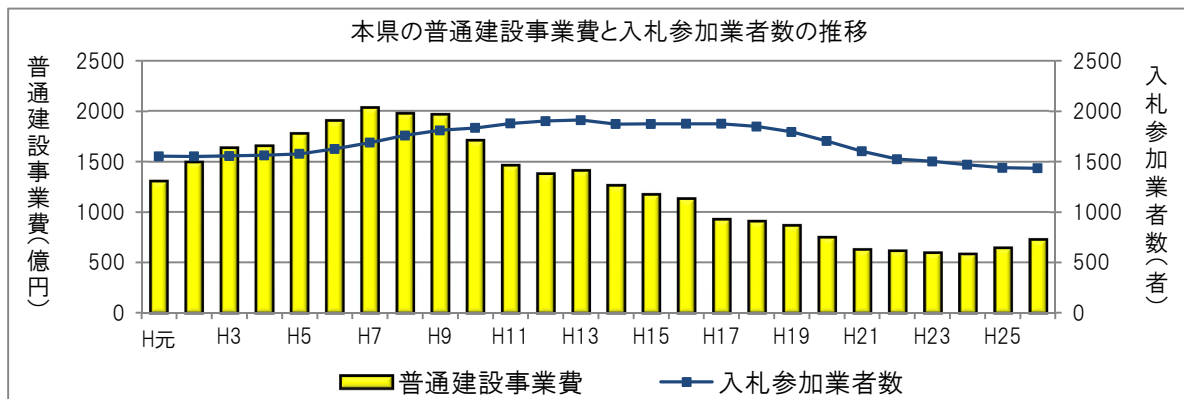
(1)取組状況等(平成 23～26 年度)

総合評価方式による入札の対象工事の拡大と評価項目や配点、運用の見直しを実施したほか、最低制限価格制度および低入札価格調査制度において、平成 24 年 5 月に算定式を公表するとともに、平成 25 年 6 月には一般管理費等の算入率を引き上げました。

また、入札手続きの簡素化、情報公開システムの検索機能の向上などにより電子入札システムの再構築を図り、さらなる契約事務の透明性、公平性の向上を図りました。

(2)環境変化

県の普通建設事業費は、平成 7 年度の 2,036 億円をピークに年々減少し、平成 25～26 年度は緊急経済対策等によりやや持ち直したものの、平成 26 年度は 730 億円で、ピーク時の 35.9%にまで落ち込んでいます。一方、県の工事入札参加登録業者は、平成 13 年度の 1,913 者をピークに徐々に減少しているものの、平成 26 年度現在 1,435 者とピーク時の 75.0%に止まり、この結果、行き過ぎた価格競争を招いています。



平成 25 年 5 月に滋賀県建設産業活性化推進検討会を立ち上げ、若手や女性技術者との座談会やアンケート調査等を通じて、建設産業が抱える課題について検討を行い、課題への対応について取組を進めてきました。

公共工事の品質確保とその担い手中長期的な育成・確保の促進を目的に、品質法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）が改正され、基本理念の明記、発注者責務を明確化、多様な入札契約制度の導入・活用が規定されました。また、品質法の基本理念を実現するために、入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）および建設業法も併せて改正されました。

(3)課題

行き過ぎた価格競争により、元請業者の利益率を押し下げ、下請業者や専門業者へのしわ寄せや賃金の低下、長時間労働や土・日労働など休暇が取りづらいなど、現場の技術者・技能者にとって厳しい労働環境となっています。

この労働環境は、若年者層の建設業離れを招き、技術者・技能者の高齢化が進行する原因となっており、建設産業の役割である地域の社会資本の整備・維持・更新、災害対応等に支障が生じるおそれが出てきています。

2. 計画期間中における取組

(1)基本的な考え方

法改正やこれに伴う基本方針、指針の改正等を踏まえ、これまで実施してきた公共工事の品質確保、入札契約制度およびその運用の適正化に加え、若手・女性技術者等の公共工事の担い手中長期的な育成・確保に配慮して、入札契約制度の改善や工夫等を継続的に実施します。

(2) 具体的な取組内容

①入札契約制度の改善や工夫等

入札参加資格（地域指定、工事実績要件および技術者資格等）の改善や工夫、および多様な入札契約方式の導入等について検討します。

②総合評価方式の見直し等

総合評価方式のタイプの追加や評価項目の変更等について検討します。

③県内事業者の受注機会の確保等

県内業者への優先発注や総合評価方式等により県内事業者の受注機会の確保や下請への参加、県産材の利用促進を図ります。

(3) 目標

- ・ 毎年度の見直し・改善による一層適切な入札契約制度等の構築

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①入札契約制度の改善や工夫等		国および他府県の入札契約制度等改正の動向分析、本県への適用検討（毎年度実施）			
②総合評価方式の見直し等		入札契約制度等の見直し検討 [見直しの実施、見直し結果の分析・評価、さらなる見直しの検討]（毎年度実施）			
③県内事業者の受注機会の確保等		県内業者優先発注、県産材の利用促進等（毎年度実施）			

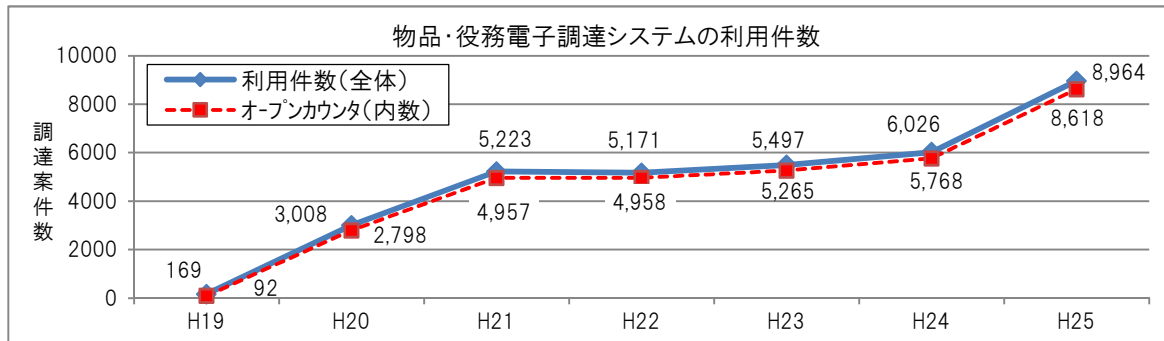
取組項目	経営方針 3 (2)	担当部課 (室)名	会計管理局 管理課
	⑤入札および契約に関する制度の適正化 (物品、役務・委託)		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

(1)物品・役務電子調達システム

平成 23 年 7 月より物品・役務電子調達システムの開発を行い、平成 24 年 8 月より物品の調達から運用を開始し、競争性、透明性の高い公募型見積合せ（オープンカウンタ）の徹底を図っているほか、平成 25 年 10 月から電子調達システムの利用を役務・委託の調達（一般競争入札および指名競争入札）に拡大しました。

新システム導入後（平成 24 年 8 月以降）、オープンカウンタの利用が伸びていますが、今後ともシステム利用の徹底を図っていく必要があります。



(2)社会政策等の推進に配慮した入札の実施

契約事務については、透明性、公平性、競争性の確保のため一般競争入札が原則ですが、価格だけで相手方を決定せず、環境配慮、障害者雇用、次世代育成などの社会政策に着目した契約事務を推進しています。グリーン入札制度、ナイスハート物品購入制度、社会政策推進に配慮した入札等実施要領等を運用していますが、今後、保護観察対象者等の就労促進等、国や県が推進する重要な社会政策への入札契約事務の側面からの支援も新たな課題となっています。

2. 計画期間中における取組

(1)基本的な考え方

調達・契約等における透明性、公平性、競争性の確保および社会的要請、中小企業育成等に配慮しつつ、引き続き入札・契約に関して制度や運用の適正化を図ります。

(2)具体的な取組内容

①入札・契約事務の透明性、公平性、競争性の確保

引き続き指名競争入札から一般競争入札への移行を進め、随意契約を行う場合は、「随意契約事前チェックリスト」を活用し、真にやむを得ない場合に限ることとします。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、5 万円を超え 160 万円までの物品の随意契約においては、電子調達システムによるオープンカウンタの利用を徹底します。

毎年度四半期毎に工事、物品および委託に係る契約方法別（随意契約の場合は「プロポーザル」、「2 者以上見積」および「1 者見積」に区分）契約状況実態調査を継続して実施します。

②調達・契約における社会的要請への適正・的確な対応

グリーン購入・グリーン入札の適正・的確な運用により、環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者から優先的に物品等の調達を行います。

ナイスハート物品購入制度の的確な運用により、積極的に障害者を雇用している事業者や、福祉的就労の取組を行っている障害者支援施設等から優先的に物品等の調達を行います。

県内中小企業者・官公需適格組合等の育成、受注機会の確保・増大に向け、可能な限り県内事業者からの調達を基本とします。

ワーク・ライフ・バランス、次世代育成支援、高齢者雇用確保、障害者雇用等、県が推進する重要な社会政策に対する事業者の取組について落札者決定基準等での評価を付加します。

(3) 目標

- ・調達・契約における社会的要請等に配慮しつつ、入札・契約事務の適正運用を徹底し、定期的に契約状況調査結果（公共工事を含む。）を公表
- ・物品（文具・紙・事務機器、印刷・製本、車輛等）のグリーン購入率
平成 25 年度実績 91.26% → 平成 30 年度 96%

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①入札・契約事務の透明性、公平性、競争性の確保		一般競争入札、オープンカウンタの徹底、 契約状況調査の実施			
②調達・契約における社会的要請への適正・的確な対応		グリーン購入・グリーン入札、県内中小企業者の受注機会確保、社会的要請への対応			